

(1) 平成26年第1回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第3号	川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第16号	川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)
議案第17号	川崎市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	可決
議案第57号	川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について	可決
議案第63号	川崎市教育委員会委員の任命について	同意

(2) 平成26年第1回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

	会派	議員名	内容	頁
代表質疑	共産党	勝又議員	高等学校授業料支援制度について	1
	自民党	松原議員	教育委員会委員の任命について	2
代表質問	自民党	尾作議員	中学校給食について	4
			キャリア在り方生き方教育について	5
			確かな学力の育成について	7
	公明党	花輪議員	学校施設長期保全計画（案）について	9
			学校施設の非構造部材の耐震化について	9
			地域の寺子屋事業について	10
			学校の数値目標の設定について	10
			中学校完全給食について	11
	民主党	織田議員	学校施設における教室の木質化について	13
			地域の寺子屋事業について	13
			中学校給食について	14
			特別支援教育について	15
	共産党	市古議員	少人数学級について	17
			就学援助について	17
			中学校給食について	18
			学校施設における太陽光発電設備の設置について	19
みんなの党・無所属	小川議員	中学校給食について	20	

	会 派	委員名	内 容	
予算審査特別委員会	自民党	橋本委員	学校施設の長寿命化について	24
		青木委員	橘樹郡衙跡、影向寺遺跡の国史跡指定について	30
			川崎地検逃走事件について	31
		松原委員	教科書採択について	33
			人権教育について	35
		廣田委員	武道場の整備について	39
	民俗芸能の後継者育成について		40	
	矢澤委員	文化財保護について	40	
	公明党	田村委員	障害者雇用について	21
		川島委員	通学路の安全対策について	25
			避難所運営会議について	25
		河野委員	各学校における防災教育について	27
		吉岡委員	学校施設のICT化について	37
	山田委員	児童生徒用備蓄水について	45	
	民主党	木庭委員	環境学習について	21
		吉田委員	地域の寺子屋事業におけるシニア世代の活用について	28
			税教育とICT環境について	29
		露木委員	特別支援学校分教室について	31
	定時制昼間部について		32	
	雨笠委員	小学校の安全対策について	44	
		井口委員	多摩区の生涯学習環境について	26
			学校施設の整備について	27
	勝又委員	通学路の安全対策について	33	
		みんなの党・無所属	小川委員	確かな学力の育成について
無所属	竹田委員	出資法人改革について	29	
	為谷委員	日本民家園について	41	
	月本委員	ICT環境の整備について	42	

■ 代表質疑（2月18日）共産党 ■

◆ 高等学校授業料支援制度について

◎ 質問

- 高等学校授業料の徴収等を定めた法律が改正され、公立高校授業料不徴収から、原則有料化し就学支援金の支給制度へと変更されました。神奈川県内では高等学校生徒のうち、26.6%が所得制限対象者になると推計されているとのことですが、本市の対象人数について伺います。
- 徴収対象の世帯について、自治体独自の施策により不徴収とすることが法的に可能かどうか伺います。
- 無償にするための費用についても伺います。
- 本市が行っている給付型奨学金制度は存続すべきです。伺います。

◎ 答弁

はじめに、就学支援金の受給対象となる所得の基準を上回る世帯の生徒数についてでございますが、公立高等学校の授業料につきましては、平成22年度から原則不徴収となっておりますが、昨年12月の法改正にともない、平成26年度からは原則徴収することとなり、国の定める所得の基準を下回る世帯の生徒には、授業料相当額の就学支援金が支給されることとなりました。その所得の基準を上回る世帯の比率は、文部科学省の試算によりますと、神奈川県におきましては、全体の26.6%とされておりますが、川崎市立高等学校につきましても、平成26年度の新制度の対象となる1年生約1,600人に対しまして、所得の基準を上回る世帯の生徒数は、約400人程度と考えられるところでございます。

次に、自治体独自の施策による支援についてでございますが、所得の基準を上回る世帯の生徒に対し、市が財源を負担して就学支援金を支給することにつきましては、法的な制約はないものと考えております。

次に、所得の基準を上回る世帯の生徒に対し、就学支援金を支給することとした場合の費用についてでございますが、高等学校授業料収入1学年約1億6千万円程度に対しまして、その費用は約4千万円程度になり、学年進行により全学年が新制度の対象となった場合には、約1億3千万円程度と見込まれるものでございます。

次に、本市の給付型奨学金制度である高等学校奨学金制度についてでございますが、平成26年度に向けて見直しを行ったところでございますが、今後も国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

◎ 再質問

- 就学支援金の対象とならない25%の生徒に対しても自治体独自で支援をし、全ての生徒が授業料無償となるようにすべきと思います。全ての生徒の授業料無償になるような施策を講じ、対応すべきです。市長に伺います。

◎ 答弁（市長）

この度の国の法改正は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給について、高所得世帯の生徒等に対して所得制限を設けるものでありまして、保護者等の収入の状況に照らして経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者については、就学支援金を支給しないこととしたものでございます。

限りのある財源の中で、国が定める所得の基準を上回る世帯の生徒に対しまして、川崎市が財源を負担して就学支援金を支給することにつきましては、市民の理解を得るのは大変困難なものと考えております。

■ 代表質疑（3月24日）自民党 ■

◆ 教育委員会委員の任命について

◎ 質 問

- ・市長の教育観及び現行の教育委員会制度についての市長の所感を伺います。

◎ 答 弁（市長）

教育に関する私の考えにつきましては、端的に申し上げますと、「最幸」のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔」のあふれるまちづくりを目指して教育を行うことが重要であると考えております。そのためには、自分に適した学習環境が整い、分かることの喜びや実感が持てるような「わかる授業」の推進、教育を地域で支える仕組みとして「地域の寺子屋」の開講など教育改革を進めることが重要であると考えております。

また、新たに「キャリア在り方生き方教育」を推進することで、子どもたちの学ぶ意欲や他者と協力しながら社会に参画する力などを育み、将来の川崎の担い手となる人材の育成を進めてまいりたいと考えております。

次に、現行の教育委員会制度につきましては、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映を制度的に担保し、重要な役割を果たしてきたものと思っておりますが、責任体制などの課題が指摘されていることは認識しております。

首長には、教育委員を議会の同意を得て任命する権限や教育予算を編成する権限がございますので、私としては市全体の調和のとれた適正な事務の管理・執行が行われるよう総合調整権を発揮しているところでございます。

本市の教育委員会では、これまでも教育行政と一般行政との連携を図りながら、様々な重要事項や基本方針について、適正・的確に決定されているものと認識しております。

今後につきましても、様々な分野の知識や経験を有する委員が、十分な協議や意見交換などを行い、未来を担う子どもたちのために、きめ細やかな教育行政が展開されるよう期待しております。

◎ 質 問

- ・国においては教育委員会制度改革に関し与党で合意が見られ首長の権限が強化されましたが、見解を市長に伺います。

◎ 答 弁（市長）

今国会に係る法の改正案が提出される予定であることは承知しております。かねてから指摘されてきた課題を解決していくための制度改革になるものと思っておりますが、今後とも、国の法改正の動向を注視してまいりたいと考えております。

教育行政におきましては、政治的中立性や継続性・安定性を保ちつつ、日頃から首長と教育委員会が連携を図るとともに、議会の御理解をいただきながら、川崎の子どもたち、市民のために、

より良い教育行政の充実・発展に努めることが重要であると考えているところでございます。

◎ 質 問 (関連)

- ・平成24年第4回定例会で議案にかかわる情報の提供については、他都市の状況を参考とし、各関係局との協議の上具体的な方法について検討するとのことでしたが、これまでの検討状況について伺います。

◎ 答 弁 (総務局長)

議案書につきましては、審議に必要な事項として、候補者の氏名、生年月日、住所、略歴等を形式的に整え、提案しております。

教育委員の議案書の情報提供につきましては、他の政令指定都市を対象にその形式について調査した結果、本市と同様な形式が12都市でございました。また、本市と同様な提案内容に加え、顔写真を添付している都市が5、顔写真と抱負を提供している都市が1、抱負を提供している都市が1でございます。

多くの都市が本市と同様な内容で議案を提案しているところございますので、当面は現行の形式で対応したいと考えておりますが、引き続き、他都市の動向等を注視しながら、関係局とも協議の上、情報提供の方法について、検討してまいりたいと存じます。

◎ 質 問 (関連)

- ・教育委員選任に際しては全市的な立場から各層の方々の意見を伺うことも必要であると思いますが、どのような方々から意見を聞かれたのか伺います。また、よろしければ、その内容について市長に伺います。
- ・市長は教育委員候補予定者に会われたのか伺います。

◎ 答 弁 (市長)

教育委員の任命につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員としてふさわしい人格、識見を有する人材の中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。

このたびの委員選任にあたり、新任の方につきましては、私の知りえる各層の方々から色々なご意見等をいただき、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮し、本市において長年栄養士として勤務され、退職後も全国都市教育長協議会の事務局長を務められ、教育施策に精通していることから、児童生徒の食育の推進や中学校給食の導入のほか、様々な教育課題に対して、的確な指導助言がいただけるものと考え、選任したところでございます。

さらに、新任の方には、事前にお会いいたしまして、「広く子どもたちの健康づくりについて、協力してほしい」とお願いしたところでございます。

また、再任の方につきましては、これまでの実績等を踏まえ、選任するものでございます。

■ 代表質問（3月3日）自民党 ■

◆ 中学校給食について

◎ 質問

- ・「中学校における昼食についてのアンケート」について、意思決定後に実施したのでは結果ありきの調査になっていると考えます。アンケート項目の公平性について、どのように精査されたのか見解を伺います。
- ・未だに明らかになっていない手法や財源の議論を飛ばして作られたアンケート項目に、妥当性や公平性を感じることはできません。市長及び教育委員会委員長の見解を伺います。

◎ 答弁

今回のアンケートにつきましては、中学校完全給食の実施を基本といたしまして、可能な限り早期実現に向け、中学校給食に対する児童生徒・保護者の意向等を把握し、実施方針の素案策定に必要な基礎資料のひとつとするため、家庭からの弁当の持参状況や中学校昼食で食べたいもの、家庭での弁当作りで感じていること、小学校の給食について感じたことや身についたことなどについて、質問内容を絞って行ったものでございます。

今後、中学校完全給食の実施に向けましては、議会へもご説明させていただくとともに、パブリックコメントや保護者説明会をはじめ様々な機会を通じて、市民の皆様にご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

◎ 答弁（市長）

中学校完全給食につきましては、平成 23 年 3 月議会における「中学校完全給食の早期実現を求める決議」などを踏まえ、昨年、「川崎市立中学校給食の基本方針」が教育委員会で決定されました。

今回のアンケートにつきましては、主に今後の中学校給食実施方針の素案策定の基礎資料とするために、中学校給食の基本方針に基づいて、教育委員会として質問項目を選定し、行ったものと認識しております。

中学校完全給食については、施政方針の中でお示ししたとおり、最優先課題であり、重点施策に掲げておりますので、今後も様々な方々のご意見を伺うとともに、議会でもご議論いただきながら、早期実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

◎ 答弁（委員長）

中学校完全給食につきましては、食育の推進や子育て世代の働き方の多様化、子育て環境の整備など、これまでの社会的な動向を踏まえるとともに、これからの川崎を担う中学生を食育の観点からサポートするためにも、早期実施に向け、昨年 11 月 26 日の教育委員会会議において「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定したところでございます。

この度の「中学校における昼食についてのアンケート」につきましては、この基本方針に基づき、食育の推進や安全・安心の観点を含め、児童・生徒と保護者の方々の中学校給食に対する意向等について現状を把握し、今後の検討の基礎資料として活用するために実施したものでございます。

そのため、質問の各項目につきましては、事前の教育委員会会議において、内容や言い回しをひとつひとつ精査し、今回のアンケートの内容となったものでございます。

中学校完全給食の実施は、多くの保護者が早期の実施を要望され、教育委員会といたしまして

も、その実現に向けて進めてまいります、その過程におきましては、議会をはじめ様々な機会を通じて、市民の皆様にご説明してまいりたいと存じます。

◆ キャリア在り方生き方教育について

◎ 質 問

- ・若者の職業観や勤労観の未成熟さが指摘されていますが、本市における児童生徒の職業観及び勤労観をどのように捉え分析しているのか伺います。
- ・小学校から系統的な「キャリア教育」の取り組みを推進することなのですが、これまで取り組まれてきた従来のインターンシップや職場体験などの進路指導とキャリア教育の相違点について伺います。
- ・本市の実施計画を見ると、枠組みが各教科にわたり雑多に組み合わせられており、「活動あって学びなし」となってしまう心配もありますが、伺います。
- ・今後の実施手順並びにキャリア教育の評価はどのようにされるのか伺います。
- ・教育委員会では今回の取組みを教育改革と位置づけているようですが、改革すべき本市の教育課題について伺います。
- ・キャリア教育と教育改革の関連について、並びに、学習指導要領との関連についても伺います。

◎ 答 弁

はじめに、本市における児童生徒の職業観および勤労観についてでございますが、中学校では職場体験学習、高等学校ではインターンシップ等を取り入れ、それらの体験を通して生徒の将来につながる夢に気付かせること、働くことの意味の理解、地域の職業人や自分自身を知ることなど、望ましい職業観や勤労観の育成を図っているところでございます。

職場体験をした生徒の感想からは、「老人福祉センターに行ってみると、障害のある人や高齢者がいて、礼儀はもちろん、自分自身が優しく笑顔で接することが、あわてずにいつもゆとりをもって行動することにつながり、利用者が安全に気持ちよくなってもらえることだとわかり、嬉しくなりました。」

あるいは、「消防署では、瞬時の判断力が求められるのは隊長のようなリーダーだけだと思っていたが、実際の職場では、具体的な判断は各隊員の判断に委ねられていました。その判断力を養うための経験を積むことが大切で、今の私にとっての経験とは学級委員の仕事と結びつくと考え、リーダーの経験を積んでいくことが大切で、自分の置かれた立場や状況につなげていこうと考えています。」など、職場体験が子どもの職業観や勤労観の育成に有効であることをうかがわせるものが多く見られております。

また、伝統あるおせんべい屋で体験した生徒の保護者からは、「職人のせんべい1枚1枚を丁寧につくっていく姿から、食べ物を大切に扱う熱い思いを感じとり、今までいただきます、ごちそうさまと言わなかった子どもが、体験後、必ずいただきます、ごちそうさまと言うようになり、子どもの変化に驚くとともに感謝している。」といった感想を寄せてくださっております。

このような多くの体験や学びを通して、自己を高め、生き方を振り返るきっかけになるとともに、働くことを通して生きがいのある人生を築こうとする意欲・態度をもつことは、望ましい職業観、勤労観の育成につながると考えております。

次に、これまでのインターンシップや職場体験などの進路指導とキャリア教育との相違点でございますが、キャリア教育は、「社会的自立、職業的自立に必要な資質や能力、態度を発達させること」でありまして、「社会の中で自立的にいきいきと生きていく力を育てることを目指す教育」と認識しております。

また、キャリア教育は、学校教育と社会とを連続させることの重要性を核とした教育改革を行う理念でありまして、特定の活動やプログラムを示すものではございません。将来、子どもが大人になったとき、自分自身に責任をもち、社会の一員として積極的・主体的に生きていくための基盤となる「自己肯定感」を育み、「学びへの挑戦」や「社会の中で生きるためのルールを知ること」、「自己表現力」などの力や態度を発達させることを目標として、現在行われている全ての教育活動を見直し、必要な改善を図ることを促すものでございます。

しかしながら、現在の学校におけるキャリア教育は、言葉のイメージから「職業について考えさせること」「将来の職業選択の準備をすること」と解釈され、職業の準備教育のようなものとして捉えられております。その結果、中学校・高等学校における進路指導、職業体験又は職場訪問などの限定した活動となっている現状がございます。職業体験等はキャリア教育の取組の一つではございますが、それだけが将来の生き方に関わるものではございません。

このように、キャリア教育の本来の意味が十分に理解されずに、極めて限定的に取り組みされている状況を本来のキャリア教育の姿に改めることを目指し、本市では、キャリア教育を、改めて「キャリア在り方生き方教育」として名称づけ、未来のある子どもたちが、将来を生き生きと自立的に生きていくための教育活動を推進してまいりたいと考えております。

次に、本市の課題と教育改革についてでございますが、本市の状況といたしましては、自尊心の低下、将来への不安を抱えた子どもや、家庭環境等の問題を抱え一人では解決困難な教育的ニーズを抱えている子どもが多く見られ、適切な支援等の取組が必要な状況がございます。

また、今日の社会情勢を見ますと、グローバル化や少子高齢化の進行、とりわけ東日本大震災により一層、明確となった地域における新たな絆づくりなど、さまざまな課題が見られております。

このような変化の激しい社会において、そこに生きる子どもが将来に夢や希望をもち、充実した人生を送るために必要となるのは、どのような社会においても確実に生き抜く力、すなわち「いかに社会が変化しようとその変化に対応し、自立した個人として生きていく力」を一人一人が確実に身につけること、そして、社会が持続的に発展していくためには、「自立した個人が互いの強みを活かしながら、協働して生きがいのある社会を自分たちで創り出していく」意識をもつことが大切であると考えております。

現在、教育委員会におきましては、次期教育プランの策定に取り組んでおりますが、基本目標に「自主・自立」「共生・協働」を掲げ、「一人一人に、社会的自立に必要な能力・態度を育むこと」、そして、「個人が社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え高め合える社会を目指して、共生・協働の精神を育むこと」を目指してまいりたいと考えております。

「キャリア在り方生き方教育」におきましては、既存の教育活動について、「学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させる」、「自己の役割を果たしつつ、他者と協力・協働して社会に参画し、社会を積極的に形成していく力を育てる」、「郷土への愛着を深め、郷土を愛し、誇りをもち、それらを礎として自らの夢や志を育む」という視点から捉えなおし、各教科等の学習活動の中で価値づけてまいります。そして、学ぶこと、働くことを自己の生き方

と関連付けながら成長していくことを支援し、生涯にわたる学習意欲の向上を図っていくよう取り組んでまいります。

今後の実施手順につきましては、平成26年度は「キャリア在り方生き方教育」のマスタープランを作成し、研修等を通して各学校にその理念や方針を示しながら、その重要性について周知してまいります。

また、小中学校9年間を通して「自分の在り方を見つめ、生き方を考えながら、キャリア発達を段階的に促していく」ことを目標としたキャリアノートを作成して、全校に配付し、その活用を通して、川崎オリジナルの「キャリア在り方生き方教育」を推進してまいりたいと存じます。この取組を通して、だれもが夢や希望を抱き、生きがいのある人生を送るための基礎となる力を育み、ふるさと川崎の担い手を育てる、10年後、20年後を見据えた教育活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、「キャリア在り方生き方教育」の評価についてでございますが、各教科等の実践が「キャリア在り方生き方教育」の視点を取り入れていくことになるわけでございますので、各教科等における評価には常に「キャリア在り方生き方教育」の評価が位置づいているものと捉えております。その上で各学校が教育目標を達成し、「キャリア在り方生き方教育」の視点を取り入れた教育実践がさらに効果的に営まれるようにするには、育てたい資質や能力、態度を意識しながら、子どもの変容や成長をキャリア発達の視点をもって丁寧に評価していくことが重要であると考えております。

現行の学習指導要領との関係でございますが、「キャリア在り方生き方教育」は、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の目標や内容に密接な関係がございますが、他の教科等におきましても学習内容を「自主・自立」「共生・協働」の視点から捉え直し、価値づけることにより、学習指導要領が求めているキャリア教育の充実に資する取組が展開されると考えております。

◆ 確かな学力の育成について

◎質 問

- OECDが昨年実施した「生徒の学力到達度調査」の結果が公表され、日本は3分野で平均点が過去最高となりました。これはゆとり教育から確かな学力向上のための「学びのすすめ」への転換、学習指導要領の改訂、教職員定数の改善による習熟度別指導等が反映されていると考えます。市長及び教育長の見解を伺います。
- 平成25年度の全国学力・学習状況調査の結果、本市の平均正答率は、全都道府県の中でどの位に位置しているのか伺います。
- 県内市町村の中ではどの位に位置しているのか伺います。
- 各学校での教育課程や学習指導方法の充実、児童生徒一人一人の学習改善や学習態度の育成等に取り組んでいますが、これまでの評価について伺います。
- 「わかる授業」等、全ての子供が授業を理解でき学習指導方法として、習熟度に合わせた学習指導も有効であるとの見解が示されております。現状とこれからの導入についての考えを伺います。
- 学力の向上を図ることができるよう、学校が明確な数値目標を示すことが必要と考えます。見解を伺います。

◎答 弁（市長）

私はすべての子どもたちがわかる授業を進めていくことが大切だと考えておりますので、昨年12月に報告されました、2012年のOECD調査の結果から、我が国の子どもたちの読解力等が向上してきていることが明らかになったことは、たいへん望ましいと考えております。

本市におきましても、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を充実させていくことなどで、学力向上の取組を進めてまいりたいと考えております。

◎答 弁

はじめに、2012年に実施されましたOECD生徒の学習到達度調査結果では、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野すべてにおきまして、平均得点が比較可能な調査回以降、最も高くなったことが文部科学省より報告されております。

その要因といたしましては、平成20年に告示されました学習指導要領の趣旨が少しずつ反映され、言語活動の重視など、授業改善が図られてきた成果ではないかと推測しているところでございます。

次に、全都道府県の中での位置でございますが、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面でございます。したがって、平均正答率だけをもって学力全体の状況がとらえられるものではございませんが、本市の各教科の平均正答率を合計いたしますと、小学校では全国で富山県と同程度の10位、中学校は群馬県と同程度の9位に相当するものでございます。神奈川県内の市町村につきましては、データが公表されておりませんが、県全体の平均正答率と比較いたしますと、すべての教科で上回っているところでございます。

次に、本市における子どもたちの学力の育成についてでございますが、各教科等の教育研究会等が中心となって、授業改善や授業力向上に努めてまいりました。また、研究推進校においては校内研究の成果を広く全市に発表しており、各学校は、それらの成果を受け、校内の自主的な研究を推進し、学力向上に取り組んでいるところでございます。こうした取組の成果は、全国学力・学習状況調査の調査結果等にも表れているものと考えております。

次に、習熟の程度に応じた学習についてでございますが、これまで、本市におきましては、教員を加配するなどして、少人数指導を推進してまいりました。指導形態といたしましては、クラスを機械的に分ける方法、課題別に分ける方法、習熟度に応じて分ける方法、同じ教室に教師を2人配置するティームティーチングの方法などの取組が見られております。

平成26年度は、「授業がわかる」子どもたちを増やし、一人ひとりに確かな学力を育成することをめざし、小学校、中学校各2校を「きめ細やかな指導・学び研究推進校」として位置づけ、少人数指導の効果的な取組を検証するとともに、習熟の程度に応じた指導につきましては、実施する教科や学年、グループの編成方法、扱う単元、評価の方法、保護者への理解の促進等、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

次に、数値目標についてでございますが、学校が課題を明確にし、具体的な数値目標を示すことは、指導方法等の改善や地域・家庭との連携を深めることにつながると考えております。数値の取扱いにつきましては、学校の序列化や過度の競争につながらないように配慮する必要がありますので、学校と十分協議してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、各学校が全国学力・学習状況調査や市の学習状況調査の各問の正答率や意識調査の回答状況等を活用して、適切な目標設定ができるよう指導助言に努めてまいりたいと考えております。

■ 代表質問（3月3日）公明党 ■

◆ 学校施設長期保全計画（案）について

◎ 質 問

- ・総務省が各自治体に要請した総合管理計画との整合性をどのように図るのか伺います。
- ・教育環境の改善や避難所としての機能強化は早期に取り組むべきと考えます。年間何校程度で推進していくのか、今後のスケジュールを伺います。
- ・トイレの快適化事業とは切り離して行うべきですが、伺います。

◎ 答 弁

はじめに、公共施設等総合管理計画との整合性につきましては、本市が策定する「かわさき資産マネジメントカルテ」は「公共施設等総合管理計画」に、教育委員会が策定する「学校施設長期保全計画」は「公共施設等総合管理計画の個別施設計画」にそれぞれ位置づけられるものと考えております。

さしあたり示されている国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（案）」には、記載すべき事項として、「計画期間」や「現状と課題に関する基本認識」等のほか、「適正管理に関する考え方」が掲げられており、記載すべき事項の例示として、延べ床面積等に関する目標や施設の統廃合、新設・更新等についての考え方などが示されております。

本計画においては、将来人口推計を踏まえた施設保有面積の10パーセント削減を想定していることや人口の減少傾向に転ずる時期に、適正な改築時期とコンパクト化を検討する方針を示しているものでございます。

今後、正式な指針が国から示される予定でございますので、学校施設長期保全計画の見直しの必要性について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、来年度の計画着手からの概ね10年間で第1期取組期間と位置付け、建築後30年を超える校舎を保有する85校のほか、48校の体育館における再生整備とともに、その他の施設についての予防保全を行う計画でございます。

なお、施設利用者のニーズが高いトイレの快適化につきましては、すべての学校のトイレの快適化の早期実現に取り組んでいるところでございますので、個別の重要課題として推進してまいりたいと考えております。

◆ 学校施設の非構造部材の耐震化について

◎ 質 問

- ・体育館の吊り天井が6校あることがあきらかになっています。早急に撤去すべきですが、具体的な取組を伺います。
- ・吊り下げ式照明が設置されている47校については、関係局と協議をするとの答弁でしたが、その後の取組と今後の計画について伺います。
- ・危険防止のための窓枠アルミサッシ化とガラス飛散防止フィルム整備について、取組と今後のスケジュールについて伺います。

◎ 答 弁

はじめに、体育館の吊り天井についてでございますが、対象となる6校のうち、今年度小学校

2校、中学校1校で体育館の天井を撤去し、平成26年度に小学校、高等学校を各1校、平成27年度に高等学校1校の撤去を予定しております。

次に、吊り下げ式照明についてでございますが、教室に吊り下げ式照明が設置されている学校は、90校ございます。応急対応としてのワイヤーによる落下防止対策につきましては、今後、5年程度での完了を目指して関係局と引き続き協議してまいりたいと考えております。

次に、窓ガラスの飛散防止対策につきましては、来年度の11校をもって3年計画が完了する予定でございますが、引き続き対応が必要な学校につきましては、次年度からの再生整備でのサッシ改修と併せて、早期の対応について検討してまいりたいと考えております。

また、窓アルミサッシ化につきましては、今年度の2校を以って対策を完了したところでございます。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎ 質 問

- ・新年度予算における事業規模、想定される参加者数と具体的な取組みについて伺います。
- ・国の補助金をどのように活用するのか伺います。
- ・講師を有償ボランティアとして報酬を支払うのか、実行委員会やNPO法人の選定方法や助成金・補助金についての考え方も伺います。

◎ 答 弁

平成26年度につきましては、全市7カ所の小学校でモデル実施してまいります。想定している取組内容といたしましては、地域の人材や資源を広く活用しながら、放課後、週1回程度の学習支援、月1回程度土曜日に、企業や大学の出前講座、アスリートによるスポーツ講座などの体験活動、シニア世代等との世代間交流などのプログラムを実施してまいりたいと考えております。

各学校で開放している特別教室などの活用を考えておりますので、学習支援につきましては30名程度、体験活動や世代間交流につきましては、プログラムにもよりますが、多くの児童や保護者に参加いただける取組にまいりたいと考えております。

また、本事業につきましては、文部科学省の平成26年度新規事業である「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」による、国庫補助金も活用しながら、学習支援や体験活動等においてご協力いただく市民の皆様への謝礼をお支払したいと考えております。

また、各寺子屋の運営につきましては、地域教育会議やNPO団体、地域の市民団体など、各学校や地域の実情に合わせて委託してまいりたいと考えております。

本市におきましては、これまでも地域教育会議や「おやじの会」、地域の青少年団体などによる、地域における子ども達の豊かな育ちを支援する様々な取組が行われておりますので、こうした既存の社会資源を活かしながら、学校のニーズや、地域の実態にあった寺子屋を構築してまいりたいと考えております。

◆ 学校の数値目標の設定について

◎ 質 問

- ・施政方針では「学校が明確な数値目標を示し、学力の向上を図ることが出来るよう、数値目標

の設定について検討」と言及されましたが、市長にその内容を伺います。

◎ 答 弁 (市長)

各学校において一人ひとりの子どもがわかる授業を展開するためには、全国学力・学習状況調査の結果等を基に、自校の子どもたちの学力や学習の状況をしっかり捉え、課題を明確にするとともに、指導の改善を目指して数値目標を設定することは大切であると考えております。また、学校が設定した数値目標を保護者と共有することにより、学校と家庭が一体となって子どもたちの学力向上を図ることにつながるものと考えております。

◆ 中学校完全給食について

◎ 質 問

- 学校施設の調査が行われたとのことですが、搬入路や配膳室における主な課題について伺います。
- 本年2月に公表されたアンケートの集計結果についても伺います。
- 整備費等の具体的な内容を伺います。
- 様々な方式を検討するうえで試行やモデル実施を行ったうえでアンケート等を行い検証すべきと考えます。市長に見解と取組を伺います。
- 本年9月を目途に素案を示すとされていますが、親子方式やアンケート方式がそれまでに決定されるのか伺います。
- 民間活力をどのように導入されるのか手法を具体的に伺います。

◎ 答 弁 (市長)

中学校完全給食の試行実施につきましては、その課題を把握し、検証することにより、全校へのより円滑な導入に資するものと考えますので、実施方針策定等と併せ検討してまいります。

◎ 答 弁

はじめに、学校施設・設備の調査につきましては、本年1月から、小中合築校を除く既存中学校49校において、各学校の施設・設備等の現況把握や課題の抽出を行うため、学校給食に関連する調査を実施しているところでございます。

現在までに約半数程度の中学校で調査を実施したところでございますが、現時点での主な課題といたしましては、ミルク給食やランチサービスを実施してはおりますが、校舎配置、校内における搬出入経路や配膳スペースの確保、運搬台車を利用するための段差解消などでございます。

次に、アンケートの集計結果といたしましては、中学校の昼食では保護者の約8割が小学校のような給食を希望しており、児童生徒の約5割が家庭のお弁当を希望しておりました。また、小学校のような給食について、良い点といたしましては、約9割の保護者、約6割の児童生徒が「献立に変化があり、いろいろなものがバランスよく食べられる」、また保護者の約7割、児童生徒の約5割が「温かいものが食べられる」と回答しております。さらに、保護者の約8割、児童生徒の約3割が「小学校のような給食があったほうが良い」と回答しております。

また、その他の自由記述といたしまして、「アレルギー対策」「給食時間の確保」等のご意見もございました。

今後、こうした回答内容やご意見につきましては、さらに個々の内容を詳細に分析し、実施方針の策定に活かしてまいりたいと存じます。

次に、整備費や実施手法、民間活力の導入などの具体的な内容につきましては、現在の既存施設・設備の調査結果等を踏まえ、今後、あらゆる手法を比較検討する中で精査し、お示ししてまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、平成26年度に策定する実施方針と併せ、早期に取り組んでまいりたいと存じます。

◎ 再質問

・食育の観点から、現行の給食時間は改善すべきと考えますが、市長に見解と対応を伺います。

◎ 答 弁（市長）

学校給食は教育活動の一環として位置づけられており、学級の良好な人間関係を育むことができる大切な時間であると考えておりますので、給食時間のあり方につきましては、実施方針の策定に併せ検討すべき課題として取り組んでまいります。

■ 代表質問（3月4日）民主党 ■

◆ 学校施設における教室の木質化について

◎ 質問

- ・教室の木質化による教育環境の整備による効果、および校舎の断熱化による環境対策についての効果と、それぞれ平成26年度の具体的な実施内容を伺います。

◎ 答弁（市長）

木材は、木目の持つゆらぎの効果が人に安心感や心地よさを与え、柔らかで温かみのある感触や高い吸湿性等の性質を持つことから、温かみと潤いのある子どもたちの学習生活環境づくりができ、教育的な効果の向上が見込まれるとともに、材料製造時の炭素放出量が少ないことから、地球温暖化を抑制するなどの効果もあるものと考えております。

また、校舎の断熱性能の向上を図ることにより、冷暖房時におけるエネルギー消費量を抑制し、環境負荷の低減と健康的で快適な教育環境が確保できるものと考えております。

平成26年度の具体的な整備内容につきましては、改築や再生整備による改修を実施する学校において、壁や床、児童生徒用ロッカー等の内装の木質化、及び壁や屋上、窓ガラスの断熱化に取り組み、子どもたちが安全で快適に学習や生活できる教育環境の整備に努めてまいります。

◎ 再質問

- ・特別教室へのエアコン設置や付帯設備の耐震化など多くの課題を抱えている中、木質化や断熱化の優先順位をどのように考えているのか伺います。
- ・平成26年度の具体的な事業内容についても伺います。

◎ 答弁

学校施設の木質化及び断熱化につきましては、校舎改築や再生整備における必須の整備メニューのひとつでございます。全面的な改築に依らない改修事業におきましては、未整備の空調設備やエレベータ、太陽光発電設備の整備等と同時に実施するものでございます。

平成26年度の事業内容でございますが、西丸子小学校、久末小学校においては再生整備の手法による校舎改修、子母口小学校・東橋中学校合築、及び上丸子小学校においては校舎改築の手法により、木質化、断熱化を含めた教育環境の改善に取り組んでまいります。また、長期保全計画に基づく再生整備の本格実施に伴う改修につきましては、8校の基本設計に着手し、平成28年度から改修工事を実施する予定でございます。

◆ 地域の寺子屋事業について

◎ 質問

- ・この事業の導入目的について、市長に伺います。
- ・各学校に実施する際、一定の目安や考え方が必要と考えますが、伺います。
- ・各事業校の責任者、開催日数・曜日、事業内容の選定者と選定方法について伺います。
- ・学校との調整役や事務局体制、安全体制に対する考え方についても伺います。
- ・7校でモデル事業を実施し、1校あたりの経費が80万円とその他の経費を含め予算が666万円と設定されていますが、この予算で予定している実施内容について伺います。

- ・この事業開催時に想定される子どもたちの参加率と実施効果について伺います。

◎ 答 弁 (市長)

私は、地域で教育を支えるという発想のもとに教育改革を進めていくことが必要であると考えており、地域の大人たちが次世代を育てる取組として「地域の寺子屋」を開講いたします。

地域には、シニア世代を始めとして様々な知識や経験をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。

また、本市には企業や大学、あるいは文化芸術、スポーツなどの多くの地域資源があります。

このような市民の皆様の力やまちの強みを活かして、地域で子どもの体験や学習を支援する寺子屋事業を展開することにより、子どもたちの豊かな成長を促すとともに、地域への愛着と川崎市民としての誇りを育み、「子どもたちの笑顔があふれるまち」の実現に取り組んでまいります。

◎ 答 弁

平成 26 年度につきましては、全市 7 校でのモデル実施を予定しておりますが、関係者からなる「地域の寺子屋運営推進会議」を設置し、寺子屋事業全体の総合的なあり方の検討や方針の決定、必要な人材の養成等を行ってまいります。

各寺子屋では、基本的には放課後、週 1 回程度の学習支援と、月 1 回土曜日に、スポーツ体験講座や、企業や大学の出前講座、シニア世代等との世代間交流などのプログラムを実施してまいりたいと考えております。運営につきましては、地域教育会議や NPO 団体、地域の市民団体など、各学校や地域の実情に合わせて委託により実施したいと考えております。

実施校や受託団体の選定方法につきましては、学校や地域の皆様のご意見を聞きながら、現在、検討を進めているところでございまして、準備が整い次第、順次、開講してまいりたいと考えております。

運営にあたりましては、受託団体が、学校との調整や具体的なプログラムの企画運営、参加児童や協力いただける地域人材の募集、保護者への対応、安全管理などを担うこととなりますので、その中核となる人材であるコーディネーターの育成は大変重要であると考えており、養成研修等も実施してまいります。

予算には、各寺子屋のコーディネーターやボランティアへの謝礼、市全体での「寺子屋運営推進会議」に係る予算や、事業全体での保険料等を計上しております。

また、多くの児童や保護者、地域の皆様に参加いただける事業となるよう、実施校が決定した段階で、各学校や保護者の皆様のニーズを詳細に把握してまいりたいと考えております。

本事業につきましては、学習支援を通じた家庭学習の支援、自学自習力の向上、及び体験活動・世代間交流を通じた社会を生き抜く力の向上、あわせて、シニア世代等の地域参加の促進と生きがいづくりなどを目指しており、26年度のモデル実施を通して、事業の効果的な運営方法や仕組みを研究してまいりたいと存じます。

◆ 中学校給食について

◎ 質 問

- ・中学校給食導入に対する思いを市長に伺います。
- ・他都市の例も踏まえ、実施計画をどのように策定していくのか伺います。
- ・校給食導入後の時程の計画について伺います。

- ・生徒のアレルギー体質への対応や個別献立の作成、異物混入対策の方針を伺います。
- ・献立の作成や安全対策において栄養職員の配置も必要ですが、方針について伺います。
- ・給食実施に伴って発生する新たな学校の事務負担についての考えについて伺います。

◎ 答 弁 (市長)

中学校完全給食の実施に向けては、これからの川崎を担う、育ち盛りの中学生を食育の観点からサポートするため、「栄養バランスに配慮した」、「安全・安心で温かい」、「おいしい」、そして「さらなる食育の充実が図られる」給食となるよう、中学校給食推進会議で全庁的な検討を行いながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、私も先日、学校現場を視察し、子どもたちと一緒に昼食を食べましたが、給食時間のあり方、安全対策などについても、導入に向けた重要な課題だと認識しています。

今後とも、生徒・保護者の期待に応えられるよう全力で取り組んでまいります。

◎ 答 弁

はじめに、中学校完全給食の実施に向けた取組につきましては、「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、平成26年度には、児童生徒・保護者へのアンケートの集計結果や他都市事例、現在実施している中学校の既存施設・設備の調査の結果などを踏まえ、「中学校給食推進会議」で検討し、所要額や財源等を精査した上で、教育委員会が実施方針の素案を策定してまいります。その後、パブリックコメントや保護者説明会を実施するなど、さまざまな方のご意見を伺った上で、実施方針を策定いたします。

次に、給食実施に伴う時程のあり方やアレルギー対応・異物混入対策などの安全対策、食育を推進するための栄養職員の配置のあり方などにつきましては、安全・安心で温かい給食の導入に向け、実施方針の策定等と併せて検討してまいります。

また、中学校完全給食の実施に伴う事務負担につきましては、教職員が生徒と向き合う時間の確保が図られるよう、他都市事例等も参酌しながら、効率的な事務執行の方策等について検討してまいります。

◆ 特別支援教育について

- ・知的障害教育部門の児童生徒の増加に対して、教育の受け入れる先を確保していくのが難しい状況について、基本的な対応策を伺います。
- ・養護学校高等部分教室については、卒業生の就職・進路の状況、職業教育に厚く、ニーズが高くなっています。高等部分教室の定員増など、拡充のあり方について伺います。
- ・新たに、大戸分教室、稲田分教室が整備されたことによるメリット、これまで行われてきた通常級との交流について伺います。
- ・通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒やコミュニケーションに課題のある児童生徒への支援を促進するため、通級指導教室がその専門性を活かして、各区の小中学校を一層支援する体制が求められますが、見解を伺います。
- ・小学校における特別支援教育コーディネーターの機能拡充について、また全校配置についての考え方と目標について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、特別支援学校知的障害教育部門の児童生徒の増加に対する基本的な対応策について

でございますが、

本市の特別支援学校に在籍している児童生徒数は年々増加傾向にあり、この5年間で112名、約34%増加しております。

この増加傾向に対して、本市におきましては、平成23年度に市立養護学校の高等部分教室を設置するとともに、市立田島養護学校を再編整備し、本年4月の供用開始を目指すなど、児童生徒の受入枠の拡大を図っているところでございます。また、県におきましても、県立特別支援学校高等部分教室の整備が進められておりますので、今後とも県との連携により対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、市立聾学校内に設置した高等部分教室の拡充につきましては、県による特別支援学校や高等部分教室の整備状況も踏まえ、施設設備や管理体制の課題もございまして、聾学校や関係機関と十分に協議及び連携を進めながら、よりよい方策について研究してまいりたいと考えております。

次に、大戸分教室・稲田分教室についてでございますが、重複障害特別支援学級から特別支援学校の小学部に再編したことのメリットといたしましては、重複障害の児童の障害特性に応じた専門的な教育を安定的に継続して行うことが可能となったこと、また、大戸小学校・稲田小学校では、これまで受け入れができなかった学区にお住いの比較的軽度の障害のある児童の受け入れが可能となったことなどがあげられるところでございます。

通常の学級との交流につきましては、小学部分教室に再編いたしましても、これまで積み重ねてきた交流及び共同学習の良さを継承した教育活動を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、通級指導教室についてでございますが、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性や、言語に課題のある児童生徒に対し、適切な指導を行うため、本市では各区に、言語と情緒関連の小中学校通級指導教室を1教室ずつ設置するとともに、中学校通級指導教室につきましても、御幸中学校・玉川中学校に加え、平成26年度には生田中学校にも開設し、南部・中部・北部の3地区体制が整ったところでございます。こうした設置状況を生かして、各学校に対して通常の学級で特別の教育的ニーズのある児童生徒の支援方法についての助言や、研修会の開催等の取組を想定しているところでございます。

次に、特別支援教育コーディネーターの拡充についてでございますが、障害の有無にかかわらず、すべての児童を対象として、多様な教育的ニーズに対応が可能となる児童支援体制を構築するため、平成24年度から従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談等の機能を加えた児童支援コーディネーターとして専任化を進めているところでございます。

児童支援コーディネーターを専任化し、家庭環境、友達関係、発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた包括的な支援体制を構築し、小学校段階における早期の適切な支援と教育が実施されることで、自尊感情の低下を防ぎ、社会で自立して生きていくために必要な力を育ててまいりたいと考えております。

来年度、児童支援コーディネーターは市内小学校35校から44校に専任化を拡充いたしますが、引き続き効果を検証しつつ、専任化に向けた取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

■ 代表質問（3月4日）共産党 ■

◆ 少人数学級について

◎質問

- ・現場での学び合いの教育実践の成果をもっと前へ進めるためにも、過大学級の解消と少人数学級の拡充にこそ力を注ぐべきです。伺います。

◎答弁

習熟度別指導につきましては、先行してその考え方を取り入れている他都市の研究から、「学習集団内の個人差を小さくすることで、学習内容によって一人ひとりの学習状況にあわせた補足的な学習や発展的な学習を展開でき、習熟が不十分な児童生徒に、できることへの自信をもたせ、考え方や学び方を深化させる学習機会となるなどの効果が表れていた」と伺っております。

その一方で、「習熟の程度に応じた指導を実施する際には、学習集団を長期化・固定化して優越感や劣等感を感じさせたり、学習意欲を低下させたりすることのないよう、留意していく必要がある」とも伺っているところでございます。

本市におきましては、こうした他都市の研究を踏まえ、平成26年度は、「授業がわかる」子どもたちを増やし、一人ひとりに確かな学力を育成することをめざし、小学校、中学校各2校を「きめ細やかな指導・学びの研究推進校」として位置づけ、少人数指導の効果的な取組を検証するとともに、習熟の程度に応じた指導につきましては、実施する教科や学年、グループの編成方法、扱う単元、評価の方法、保護者への理解の促進等、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

また、少人数学級の推進につきましては、多様な子どもたちの学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るうえで重要なことと考えております。

来年度は、少人数学級の対象学年の拡充にかかる国の予算措置につきましては、見送られたところでございますが、本市といたしましては、引き続き神奈川県の研究指定制度を活用するなどして少人数学級の実施に取り組み、各学校の実情を踏まえ、加配教員や非常勤講師を適切に配置しながら、きめ細やかな指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

◆ 就学援助について

◎質問

- ・就学援助についてのお知らせ案内、申請書の配布回収方法、手続きの簡略化について、その改善をずっと要望してきました。12月議会でも「見直し、検討」が約束されていましたが、新年度どう改善されるのか、改めて伺います。

◎答弁

就学援助の事務の改善につきましては、これまでも保護者や学校からの要望等も踏まえ、見直しを検討してまいりました。

見直しの結果、就学援助制度の周知を目的として、児童・生徒の保護者に配布しております「就学援助のお知らせ」につきましては、新年度から、保護者の方が、自分の世帯が就学援助の対象となる世帯かどうかの判断の一助となるよう、基準となる世帯所得の目安額の表示位置を工夫するとともに、援助の対象となる理由を4つに集約するなど、記載方法を見直したところでござい

ます。

また、申請書の配布や回収の方法につきましては、「就学援助のお知らせ」と「申請書」を一体化したものを全世帯に配布し、申請漏れを防ぐことを目的として、「申請書」に就学援助の希望の有無を確認する欄を設け、全世帯から回収することといたしました。

また、手続きの簡素化につきましては、世帯の同意を得たうえで、教育委員会が課税台帳を照会し、所得を確認することにより、所得の証明書類の添付を不要といたしました。

これらの取組により、就学援助を必要とする世帯に対し、より一層的確に援助が行き渡り、保護者や学校の負担が軽減できるものと考えております。

◆ 中学校給食について

◎ 質問

- ・市長は施政方針で、「安全、安心で暖かい給食を平成28年度に全校で導入することをめざして」と述べました。この中には「食育」という文言がありません。なぜこの部分が抜けているのでしょうか、伺います。
- ・中学校給食は、自校調理方式で栄養士の全校配置でこそ進めるべきではないでしょうか、伺います。

◎ 答 弁 (市長)

私が重視する中学校完全給食の条件というのは、常々申し上げているとおり、「安全・安心で温かく」、「おいしく」、そして「栄養バランスがよく」、学校給食を活用した「さらなる食育の充実が図られる」ということでございます。

成長期である中学生というのは、将来、大人になっていくとのために「食を選択する力」や「健全な食習慣」を習得していく大事な時期であり、中学校での食育は大変重要なものと考えておりますので、食育の観点も含め、民間活力を最大限に活用し、安全・安心で暖かい中学校完全給食の早期全校実施に向け、取組を進めてまいります。

◎ 答 弁

中学校完全給食の実施手法につきましては、「中学校給食推進会議」で民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討し、教育委員会として、中学校完全給食の実施方針素案策定の中でお示ししてまいります。

また、中学校完全給食の実施に伴う栄養職員の配置のあり方につきましては、成長期における中学生に安全・安心で栄養バランスのとれた暖かい給食を提供し、学校給食を活用した食育の充実を図る観点から、実施方針の策定と併せて検討してまいりたいと存じます。

◎ 再質問

- ・食育を含む中学校給食の4つの条件は、どこかの調理センターで作って食缶で学校に運び、盛り付け、食べるということでは満たすことは出来ません。また、調理室が併設されることにより、生きたキャリア教育に繋がるのではないのでしょうか。これらを満たすのは自校調理方式です。ここを基本に取組でいただきたいと思います。再度伺います。
- ・栄養士による食教育の連携があってこそ、生きた「食育」になるので、栄養士の全校配置について伺います。

◎ 答 弁 (市長)

中学校完全給食の実施手法につきましては、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討し、所要額や財源等を精査した上で、今後、教育委員会が実施方針素案の中でお示しをいたします。

また、中学校完全給食の実施に伴う栄養職員の配置のあり方につきましては、実施方針の策定と併せて検討してまいります。

◆ 学校施設における太陽光発電設備の設置について

◎ 質 問

- ・学校は震災時の避難所にもなるわけですから、太陽光発電設備の設置を抜本的に引き上げるべきです。伺います。

◎ 答 弁

市立学校における太陽光発電設備につきましては、本年度完成予定の学校を含め、小学校 39 校、中学校 13 校、高等学校 1 校及び特別支援学校 1 校の設置実績がございます。

現在、策定作業を進めております「学校施設長期保全計画」では、校舎等の老朽化対策を講じ、より多くの学校を対象といたしまして、早期に教育環境の改善を図って行く予定でありまして、施設の改修に当たりましては、地球環境負荷の低減と防災機能向上の観点を踏まえ、太陽光発電設備の設置を推進してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（3月4日）みんなの党・無所属 ■

◆ 中学校給食について

◎ 質 問

- 中学校給食実施にあたり、人件費や初期投資などは全市民の負担により運営されることとなりますので、受益者以外の市民への説明も必要かと思えます。この点につき、市長のお考えをお聞かせください。
- 受益者のニーズに答えかつ効率性の高い手法として、こういった手法が最も望ましいとお考えか、現時点での見解を伺います。
- 市長は中学校給食を食育や栄養面の観点で推進されているものと思われませんが、保護者を中心とした受益者の期待は、弁当作りの負担など異なるところにあると考えます。この点について見解をお聞かせください。
- 他市町村では、外部調理委託方式の方が共同調理場方式より運営経費が高く出ているのに対して、現時点での本市の概算経費では逆になっている理由について、その論拠を伺います。
- 保護者の中で支持の高い小学校のような給食を実現するとなった場合、食缶での提供が考えられますが、食缶での提供を前提とすると、試算が変動するようでしたらば、その具体的数値についてお聞かせください。

◎ 答 弁（市長）

はじめに、中学校完全給食の実施に向けた取組につきましては、「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、平成26年度には、児童生徒・保護者へのアンケートの集計結果や他都市事例、現在実施している中学校の既存施設・設備の調査の結果などを踏まえ、「中学校給食推進会議」で検討し、所要額や財源等を精査した上で、教育委員会が実施方針の素案を策定してまいります。その後、実施方針の策定に向け、パブリックコメントや保護者説明会を実施するなど、さまざまな方のご意見を伺ってまいります。

次に、保護者のニーズにつきましては、中学校完全給食は、子育て世代の働き方の多様化などにより、子育て環境の整備の視点においても大きな効果があると考えております。そうしたことから、施政方針の中でも最優先課題として重点施策に掲げておりますので、今後も様々な方の意見を伺うとともに、議会でもご議論いただきながら、早期実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

◎ 答 弁

はじめに、中学校給食の実施手法につきましては、今後策定する実施方針素案において、児童生徒・保護者へのアンケートの集計結果や他都市事例、現在実施している中学校の既存施設・設備の調査の結果などを踏まえ、所要額や財源等を精査した上で、財政負担を考慮した具体的な実施手法等につきましても、お示ししてまいりたいと考えております。

次に、実施手法ごとの概算経費についてでございますが、平成24年1月に教育委員会において試算いたしました共同調理方式の経常経費は、他都市で1万食程度の調理能力を有する施設の平均で試算したもので、デリバリー方式の経常経費は、相模原市から平成23年度の事業費を聞き取り試算したものでございます。

本市といたしましては、今後実施方針を策定する中で各実施手法における所要額等につきましても精査してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 田村委員（3月10日） ■

◆ 障害者雇用について

◎ 質問

- ・ 県費負担教職員の障害者雇用率拡充、採用計画に基づく採用など積極的に取り組むべきです。見解と取組について伺います。
- ・ 障害者一人ひとりの特性について理解を高め、働きやすい職場環境の整備に努めて頂きたいと思いますが、取組について伺います。

◎ 答弁

平成25年度における教育委員会全体の障害者雇用率は1.91%でございまして、このうち小・中学校等に勤務する県費負担教職員につきましても0.88%となっており、学校現場における障害者雇用の拡充が必要であると認識しております。

障害者の教員採用につきましては、能力や意欲を持つ方に積極的に応募していただけますよう、採用選考試験におきまして「身体障害者特別選考区分」を設け、障害の種類や程度に応じて、拡大文字等による受験をはじめ、試験時間の延長、手話通訳者の配置などの配慮を行っているところでございます。

また、教員以外の職種につきましては、介助業務や学校用務業務に従事する非常勤職員としての雇用に取り組んでいるところでございます。

他方、障害者雇用の拡充を図るためには、障害のある教職員が働きやすい職場環境を整備していくことも、重要なことと考えております。

障害の種類や程度は、人それぞれ異なりますので、学校管理職をはじめ所属の教職員が、障害の特性や仕事上の配慮について理解を深めるとともに、能力に応じた役割の分担や、不安や悩みを相談しやすい雰囲気づくりなどに心がけ、障害のある教職員が自らの能力を発揮できるような職場の環境づくりが必要でございます。

教育委員会といたしましては、引き続き採用選考試験におきまして、障害者の受験者に対する必要な配慮を行ってまいりますとともに、障害者雇用に対する教職員の意識啓発にも取り組みながら、学校現場における障害者雇用の推進に努めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 木庭委員（3月10日） ■

◆ 環境学習について

◎ 質問 ①

- ・ 学校から排出される廃棄物の中で最も割合が高いものと、処分費用について伺います。

◎ 答弁

市立学校におきまして、平成24年度に年間を通じて最も排出量が多かった廃棄物は、教室などのゴミ箱から回収したごみ、給食室から出る野菜くず、給食の残渣、剪定した樹木の枝葉などの「事業系一般廃棄物」約3,380トンで、その処分にかかる費用といたしましては、約7,120万円となっております。

◎ 質問 ②

- ・スケルトン収集車を活用した環境学習を学校で行う場合は、学校からの手挙げ方式ということですが、現在本市で行われている環境学習について伺います。

◎ 答 弁

スケルトン車を活用した環境学習では、環境局の出前ごみスクールが行われており、例年およそ8割の小学校からの申込がございます。参加した子どもたちからは、「リサイクルできるものでも普通ごみに出せば燃やされてしまうから、資源ごみを無駄にしないよう、分別に協力していきたい」という感想が寄せられたと聞いております。

子どもたち一人一人が身近なところから地球規模に至るまでの環境問題に関心を持ち、環境への責任ある態度や行動がとれるように育成することは、学校教育において重要であると認識しております。各学校におきましては、様々な教科等で学習したことを生かして、子どもたちが自主的に学校の省エネルギーやごみの減量化等の取組を進めたり、自分達の環境に対する考えを地域に向けて発信する取組等も行われております。

◎ 質問 ③

- ・環境局のごみ減量化推進事業と、子どもたちの食育・環境教育の一環として「生ごみを分別して堆肥化し、それをういて畑をつくり、収穫し、調理して食べる」という一連の流れを学習させることにより、子どもたちの食に対する意識の変化を期待することができると考えますが、見解を伺います。

◎ 答 弁

総合的な学習の時間で、地域の方々と段ボールコンポストでの生ごみの分別、堆肥化に取り組んだ学校の子どもたちからは、「自分達の食生活を変えていくことが、地球環境を守ることに繋がっていく」という感想が寄せられたと聞いております。また、堆肥化に取り組んだことから、食と環境に対する意識が変化し、給食残渣が減少したという報告もございます。

このように、小・中学校におきましては、自らの生活の中で身近な課題を取り上げ、実践を重ね、主体的に考え、環境に対して責任ある行動がとれる態度の育成を目指しております。

教育委員会といたしましては、各学校における環境学習が充実するよう支援してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ④

- ・現在小学生のお子さんがいらっしゃる市長に、子どもたちへの環境学習の在り方について見解を伺います。

◎ 答 弁 (市長)

私も小学生の子どもを持つ父親として、家庭でごみの分別を手伝う子どもの姿を見て、環境に関心を持ち、行動することの大切さに気付かされることがあります。

環境学習を通して、子どもたちの環境に対する意識を高めることが、社会の意識を変えることにつながるものと考えておりますので、環境に関わる学習を進めていくことは大変重要であるとと考えております。

◆ 確かな学力の育成について

◎質問 ①

・各区における私立中学へ進学する率と、小学生、中学生の通塾率についてお示しいただきたい

◎答弁

平成24年度における区別の私立中学校進学率につきましては、川崎区11.3%、幸区18.3%、中原区20.7%、高津区16.5%、宮前区20.2%、多摩区10.8%、麻生区19.6%となっております。

次に、通塾率でございますが、区別の通塾率についてのデータはございませんが、市全体では、平成25年度の本市学習状況調査によりますと、小学校5年生では50.6%、中学校2年生では、62.4%となっております。

◎質問 ②

・教育プランや施策課題の進捗を測る指標として、例えば学習状況調査における全市の正答率などを用いるべきではないか。

◎答弁

学力は、知識や技能だけでなく、考える力や学習意欲なども重要でございますので、「授業がわかる」、「生活の中で役に立つ」などの子どもたちの学習への意識につきましても学力を測るうえで、大切な要素であると考えております。

また、子どもたちの「授業がわかる」気持ちを育むことは、自己肯定感を高めることにもつながるものと考えております。

学力・学習状況を測るために大切な指標といたしましては、正答率、無答率、理解度、好感度、有用感等、様々ございますので、本市における授業改善、学力向上等が図れるよう、数値指標の設定の在り方につきましては、今後、研究してまいりたいと存じます。

◎質問 ③

・指標の設定について、現時点では先ほどの「わかる」と答えた割合を用い「56%」と設定している。これでは、約半数の生徒しか理解しておらずとも施策の進捗が図られていることになる。見解を伺う。

◎答弁

すべての子どもたちが、「わかる」授業を目指すことは、大変、重要であると考えております。

平成25年度の本市学習状況調査の生活や学習のアンケートにおきまして、国語、社会、算数、理科の4教科について、「次の授業は、よくわかりますか」という設問に、「わかる」、「どちらかといえば、わかる」、「どちらかといえば、わからない」、「わからない」の4つの中から1つを選択する調査項目では、「わかる」と回答した児童の平均値は、56.9%、「どちらかといえば、わかる」までを含めると89.0%でございました。

こうした実態を踏まえ、今後もすべての子どもたちが、「わかる」授業を目指し、数値の妥当性につきまして、検討してまいりたいと存じます。

◎質問 ④

- ・教育プランや施策課題の進捗を測る参考指標に正答率などを用いるとするならば、いつごろからそうした設定ができるのか。また、市長が本定例会において答弁している各学校における数値目標の設定についてもその時期を伺いたい。

◎答 弁

本市教育プランの参考指標につきましては、平成 26 年度に策定される次期教育プランにおいて、これまでの取組を検証し、目標値の設定の在り方について、検討してまいります。

次に、各学校における数値目標についてでございますが、学校が課題を明確にし、具体的な数値目標を示すことは、指導方法等の改善や地域・家庭との連携を深めることにつながると考えておりますので、教育委員会といたしましては、各学校が全国学力・学習状況調査や本市の学習状況調査の結果を活用して、適切な目標設定ができるよう指導助言に努めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 橋本委員（3月10日） ■

◆ 学校施設の長寿命化について

◎質問 ①

- ・学校施設についても更新時期が集中する事が懸念されますが、長寿命化の取組が負担の先送りではなく将来を見据えたものになっているのか、伺います。

◎答 弁

平成26年度から、概ね10年間で第1期取組期間とし、これまでの改築を中心とした手法に替え、改修による再生整備と予防保全の併用を基本とした教育環境の改善を図るものでございますが、単純に長寿命化を行なった場合には、平成48年度以降には、目標耐用年数の80年を迎える学校施設の改築が集中することとなります。

したがって、本計画におきましては、本市の人口推計によりますと、平成32年度に、5歳から14歳の人口がピークを迎え、その後、平成37年度からは、減少に転ずる見込みとなっていることから、平成32年度からの5年間で「コンパクト化検討期間」と位置づけまして、平成37年度以降の適正な改築の時期と、人口推計を踏まえた学校施設のコンパクト化を検討してまいります。

◎質問 ②

- ・将来を見据えたうえでの「コンパクト化」というのは防災機能などが縮小されるようなことがあってはならないと考えますが、伺います。

◎答 弁

「学校施設長期保全計画」では、将来の児童生徒数の減少を踏まえ、学校施設のコンパクト化検討期間を設けており、保有施設の適正化や改築の時期等の検討に当たりましては、施設の有効活用や地域防災機能に十分に配慮してまいりたいと考えております。

◆ 通学路の安全対策について

◎ 質 問

- ・通学路の緊急安全点検を実施し、改善に向けた取り組みでは平成25年度を目途に取り組むとのことでしたが、改めて、改善要望のあった箇所数と改善された箇所数、改善されていない箇所についての主な理由について伺います。
- ・併せて、各学校で実施しています通学路点検の結果についてどのように取りまとめ、報告しているのか伺います。

◎ 答 弁

本市では、各学校から上がってきております通学路における危険箇所の改善要望に対して、教育委員会、道路管理者及び警察などの関係局、関係機関が連携を図るため、平成24年6月に通学路安全対策会議を設置し、各区の部会を中心に、具体的な検討を重ねているところでございます。

今年度における対策必要箇所数は、昨年度からの持ち越し分も含めまして327箇所でございます。その中で、平成25年度末までに133箇所の対策が完了し、来年度以降に対策を予定している箇所数は59箇所でございます。

さらに、36箇所につきましては、道路工事完了後の交通事情の変化や地域住民の意向を確認した上で、通学路安全対策会議におきまして、改善の方向で検討を行ってまいります。

また、改善が困難とされている箇所数は87箇所でございます。その主な理由につきましては、幅員が狭くガードレール設置や歩道拡幅などが難しいなどの物理的な課題がある箇所、周辺の道路環境や交通事情へ深く影響を及ぼすため改善が困難な箇所、また、地域住民の理解を必要とし、対策にかなりの時間を要する箇所などがございます。

残りの12箇所につきましては、通学路安全対策会議におきまして、現在のところ現状のままでもさしつかえなく、対策の必要がないと判断されたものでございます。

次に、各学校で実施している通学路点検でございますが、教育委員会において、毎年、行っております通学路状況調査の中で、点検結果を改善要望として報告いただき、通学路安全対策会議におきまして、検討を行っております。

なお、その結果につきましては、年度末に、各学校へ対策状況を報告するとともに、各学校の学校だよりや学校教育推進会議などを通じて、保護者や地域の方々への広報に努めているところでございます。

◆ 避難所運営会議について

◎ 質 問

避難所になる学校の校長も施設管理責任者として避難所運営会議の構成員になっています。避難所訓練の実施に当たっては、学校長にも積極的に関わっていただき、実施率のアップに取り組んでいただきたいと思います。見解を伺います。

◎ 答 弁

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域の方々の避難所にもなるものでございます。災害発生時の教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全確保や安

否確認を行い、教育活動再開に向けた取組を行うことですが、学校が避難所になる場合、災害応急対策が円滑に行われますよう、避難所の運営につきまして必要に応じて、協力すべきものと認識しております。

災害時に備え、学校におきましては、児童生徒等の防災訓練の充実を図るとともに、避難所運営訓練を行うことは重要なことと考えておりますので、教育委員会といたしましても、各種校長会等から構成される委員による「川崎市立学校防災対策委員会」等におきまして、今後とも訓練の実施に積極的に関わっていただけるよう依頼してまいります。また、避難所運営訓練が定期的に実施されるよう関係局等と連携を図ってまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会 共産党 井口委員（3月10日） ■

◆ 多摩区の生涯学習環境について

◎ 質問 ①

- ・多摩区生田地区の生涯学習環境について、2010年12月議会で生涯学習環境の貧困さを指摘し、拡充をもとめてまいりましたが、生田地区では新たに生涯学習の場が増えたのか伺います。

◎ 答弁

本市では、市民の主体的な学習活動や市民活動の活性化を図るため、学校施設等既存施設を学習や活動の場として有効活用し、生涯学習に関する地域拠点として整備しております。

多摩区における生涯学習環境につきましては、多摩市民館や、平日の昼間でも利用が可能な生田中学校特別創作活動センターを整備するとともに、区内のすべての小中学校の校庭や体育館、特別教室等を学校教育に支障のない範囲で開放するなど、区内の生涯学習拠点の整備に努めてまいりました。平成23年度には、枳形中学校の図書室、平成24年度には生田中学校及び西生田中学校の少人数教室を新たに整備したところでございます。

◎ 質問 ②

- ・「職員を派遣して講座も開いて、学びの場を提供する。そういう社会教育の本来のあり方に学校の施設開放が馴染むのか、原則に立ち返って検討していただきたい」と問題提起をさせていただきました。社会教育施設の整備について、どのような検討をされているのか伺います。

◎ 答弁

本市では、地域の生涯学習の推進を図るため、今年度生田中学校特別創作活動センターや生田小学校を会場といたしまして、当該施設を管理運営しているNPO団体と共催で、ヒップホップダンス教室や食育講座などの生涯学習事業を実施いたしました。

また、中野島小学校におきましては、地域のNPO団体が学びの場として郷土史講座やパソコン教室などの生涯学習講座を実施したところでございます。

現在、新たな社会教育施設整備の計画はございませんが、子どもたちの教育活動に支障のないよう配慮しながら、地域の貴重な財産である学校施設の開放を推進するとともに、今年度実施した生涯学習事業を検証したうえで、学校施設等を有効活用した生涯学習環境の整備に努めてまい

りたいと存じます。

◆ 学校施設の整備について

◎ 質 問

- ・中野島小学校の体育館は2階にあります。授業で使う場合は校舎内のエレベーターを使用すれば体育館へ移動できますが、学校施設開放で使う時は、校舎には入れませんので外階段しかありません。何らかの対策を打っていただきたいと思いますが、伺います。
- ・南菅小学校の体育館のトイレは、すぐに詰まって校庭に流れ出して、大変なことになっています。どの学校も学校施設開放で頻繁に使われています。調査し、必要なところはしっかりと直していただきたいと思いますが、伺います。

◎ 答 弁

はじめに、本市が行っております学校施設開放は、学校教育を行う目的で設置された学校施設を、学校教育に支障のない範囲で有効活用し、市民の方々の生涯学習活動等にご利用いただいているものでございます。

中野島小学校の体育館につきましては、校舎の2階に位置しており、学校施設開放で利用される場合は、安全管理上、外階段を使用して入場いただいているところでございます。

しかしながら、市民の方々が学校施設を活用して生涯学習活動等を、より円滑に行えるよう環境整備することは、重要なことと考えておりますので、本事業を運営する中で、学校や学校施設開放運営委員会に状況を確認したうえで、個別の対応について検討してまいりたいと存じます。

次に、体育館のトイレについてでございますが、市立学校の体育館は、児童生徒による日常的な使用に加え、学校施設開放での利用、さらには災害時における避難所としての役割を担うなど、さまざまな活用の場面が想定されておりますので、日常の点検と清掃による維持管理に努めるとともに、不具合が生じた場合には、速やかに対応してまいります。

■ 予算審査特別委員会 公明党 河野委員（3月10日） ■

◆ 各学校における防災教育について

◎ 質 問 ①

- ・本市の教育現場での「防災教育」の取り組みを伺います。

◎ 答 弁

各学校におきましては、東日本大震災の教訓から、児童生徒自身が自分の命を守るよう、防災教育の充実に努めております。取組の内容につきましては、津波避難訓練や二次避難場所への避難訓練等、様々な状況を想定した訓練をはじめ、総合的な学習の時間や学級活動を活用したり、社会科や理科など教科と関連づけたりした学習活動、さらに、消防署と連携協力し、起震車や煙体験、応急処置や救急搬送の実技、災害図上訓練等を実施しております。

共助という観点からは、中学生を中心に、簡易トイレの組み立てやアルファ化米の炊き出し、テントの設営など地域と連携した防災訓練を実施しているところもでございます。

教育委員会といたしましても、防災テキストや防災リーフレットを配付し、児童生徒・保護者

の防災意識の向上を図っているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・福島県伊達市教育委員会と川崎市の「移動教室」が実施されるとのことです。取り組みについて伺います。
- ・被災地より希望があれば更に受け入れも可能かについても伺います。

◎ 答 弁

明日で丸3年を迎える東日本大震災の復興支援につきましては、被災地等からの避難児童生徒の受け入れや、平成23年10月に実施いたしました福島県飯舘村の子どもたちとその御家族を招いての交流会等、様々な機会を通じて取り組んでいるところでございます。

また、昨年10月より、福島県伊達市教育委員会の要請を受け、復興教育の一環として、児童の自立を促す活動として実施している「移動教室」の本市での開催について、話し合いを進めているところでございます。具体的な活動内容といたしましては、伊達市内の2校の小学校の5年生が、7月と9月の2回に分けて本市を訪れ、市内の施設を見学したり、学校を訪問して子どもたちと交流したりする活動でございます。この度の事業につきましては、本市教育委員会といたしましても、できる限りの協力をさせていただきたいと考えております。

このような交流活動を通して、伊達市の子どもたちが震災を乗り越え、たくましく生きていく力を身に付ける一助となることを期待するとともに、本市の子どもたちにとりましても、伊達市の子どもたちとの交流から、それぞれの地域のよさや郷土を愛する心を育ててほしいと考えているところでございます。また、市内の子どもたちが、自分たちの防災についての意識を高めるよい機会になるものとも考えております。

なお、今後、被災地域から移動教室等の同様の希望をいただきました際には、被災地域の希望内容や条件等を伺いながら、受け入れの検討を行ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 民主党 吉田委員（3月10日） ■

◆ 地域の寺子屋事業におけるシニア世代の活用について

◎ 質問

- ・この事業における「シニア世代」がどのような年代で職歴をお持ちの方々を想定されているのか、想定内容とともに伺います。

◎ 答 弁

本市では、概ね50歳以上をシニア世代と捉え、様々なシニア施策を展開してきておりますので、「地域の寺子屋事業」におきましても、50歳以上の方をシニア世代と捉えておりますが、幅広い年代の方々にもご参加いただきたいと考えております。

寺子屋では、学習支援、体験活動、世代間交流を実施していくことを想定しておりますが、例えば体験活動においては、元エンジニアの方による実験教室や、在外経験者による国際理解講座など、長年のお勤めの中での経験を活かして、子ども達が社会や働くことの意義を知ることにつながるようなプログラムを実施していただくことなどが考えられます。また、世代間交流では、

シニア世代の方と子ども、保護者など地域の多世代の方々が体験を共有し、ともに学び合える生涯学習講座の実施なども想定されるところでございます。

地域の方々が次世代を育てる取組として、また、退職前の段階から地域と関わり、地域での居場所や役割を見つけていただくものとして、地域の様々な人材に寺子屋事業を支援していただきたいと考えております。

◆ 税教育とICT環境について

◎ 質問

- ・自分たちが住むまちの税の意義や成り立ち、仕組みについて楽しみながら子どもたちが自ら調べ、自ら学ぶ環境が、現在進められている公衆無線LANやオープンデータ活用から実感しやすいカタチで可能になると考えます。見解を伺います。

◎ 答弁

ICTを含めた情報活用能力の育成は、これからの時代を生きていくうえで重要な資質・能力のひとつであると認識しているところでございます。

社会科の学習では、中学校の地理的分野におきまして、地理情報システムを活用して、地理情報を地図化やグラフ化するなどの活動が学習指導要領解説に位置付けられておりますので、有効な活用方法の研究を含め、取組が進められているところでございます。活動に取り組む生徒たちからは、収集した情報のまとめ方を工夫したり、効果的な表現の仕方を考えたりする姿が見られ、資料活用の技能及び社会的な思考力、判断力、表現力等の育成に効果が表れてきているところでございます。

租税教育におきましては、将来、税の担い手となる児童、生徒が国民生活の安定と向上のために重要な働きをしている租税の意義や役割、納税の義務を果たすことの大切さを理解することは極めて重要であると考えております。ご指摘いただいたような環境が整った際には、教育委員会といたしましても、その活用の在り方について調査研究を進めてまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会 無所属 竹田委員（3月10日） ■

◆ 出資法人改革について

◎ 質問

- ・生涯学習財団の特定資産の運用方法について、改善を指導するよう要望しました。平成26年度の予算から改善がされそうか、ご答弁をお願いします。

◎ 答弁

川崎市生涯学習財団におきましては、シニア等の地域人材を学校支援ボランティアとして養成し、派遣する取組に力を入れてまいりました。これまで、パソコン授業、環境学習、郷土史学習、理科の実験準備、特別支援教育と、様々な分野において授業をサポートする人材を養成しております。

特に、特別な配慮が必要な児童生徒のサポートにつきましては、教育委員会といたしましてもその重要性を認識し、児童支援コーディネーターの専任化や特別支援教育サポーターの充実など

に取り組んでおりますが、学校現場におけるニーズが非常に高い状況が続いております。

このような状況を受けて、生涯学習財団におきましては、生涯学習推進特定資産を活用して、特別支援教育ボランティアの養成を一層充実させるとともに、平成26年度からは派遣事業も立ち上げる方向で準備を進めていると伺っております。

生涯学習財団には、これまでの取組や財団の特性を活かして、有効に特定資産を活用し、本市の教育課題や地域課題の解決、生涯学習の発展に向けた効果的な施策展開を図っていただきたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 青木委員（3月11日） ■

◆ 橋樹郡衙跡、影向寺遺跡の国史跡指定について

◎ 質問 ①

- ・国史跡指定に向けた取組みの状況について伺います。

◎ 答 弁

国史跡の指定範囲につきましては、当初、橋樹郡衙の正倉跡を重点保護エリアに設定して、国史跡の指定を目指す計画でございましたが、平成25年5月に設置した学識経験者による橋樹郡衙調査指導委員会から、橋樹郡の公的な寺院と考えられる影向寺遺跡も国史跡の範囲に含めるようにとの指導がありましたので、橋樹郡衙跡に影向寺遺跡を含めて、国史跡の指定を目指しているところでございます。

また、現在、橋樹郡衙調査指導委員会の指導・助言をいただきながら、橋樹郡衙跡と影向寺遺跡の歴史的価値や学術的評価をまとめた総括的報告書を作成しているところでございます。

スケジュールといたしましては、平成26年度の早い時期に、土地所有者の同意や総括的報告書等の必要書類を添えて、文化庁に国史跡指定についての意見具申を行い、年度内には指定をいただきたいと考えております。

こうした国史跡の指定に向けた取組につきましては、地元の町会に説明するとともに、指定の対象となる土地の所有者の方々にご同意いただけるよう、説明とお願いを行っているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・国史跡に指定されると住宅の建設や畑としての使い方などに制約を受けると伺っております。

土地所有者に対する損失補償的な措置などのきめの細かい対応が必要ではないかと考えますが、伺います。

◎ 答 弁

史跡を保護するためには、現状を変更したり、史跡に影響を及ぼす住宅建設や農地改良などの行為が制限されますので、土地所有者にとっては損失が生じる場合がございます。

このような場合には、国庫補助を活用して土地を買い取らせていただくなど、土地所有者に不利益が生じないよう適正に対処してまいります。

また、市指定の史跡につきましては、要綱に基づいて史跡の保存のために土地所有者に管理奨

励金を交付しておりますが、国指定の史跡につきましても、土地所有者に対するきめの細かい対応について検討してまいりたいと考えております。

◆ 川崎地検逃走事件について

◎ 質問

- ・市内の私立の学校には連絡が十分に行き届かず、保護者からの連絡で知って対応したとの声もありました。市内の私立小学校、中学校、高校、また、幼稚園、保育所、地域保育園などへは、どのような情報伝達体系をとっているのか伺います。

◎ 答弁

このたびの逃亡事件について、教育委員会といたしましては、神奈川県警から第1報をいただいた後、全ての市立小・中・高等学校、特別支援学校の管理職に対して、児童生徒の安全に関わる情報配信メールを送信し、事件の概要を伝え、児童生徒の安全確保を要請したところでございます。

私立学校につきましては、所管が異なるところではございますが、公立・私立を問わず、本市で学ぶ子どもたちの安全確保を図ることは重要でございますので、今後、情報伝達を図る手立てにつきまして、関係局とともに、検討してまいりたいと存じます。

■ 予算審査特別委員会 民主党 露木委員（3月11日） ■

◆ 特別支援学校分教室について

◎ 質問 ①

- ・大戸小学校と稲田小学校に設置されていた重複障害特別支援学級は平成26年度より中央支援学校小学部の分教室として整備されることになりました。重複障害特別支援学級の特徴はこれからどのように引き継がれていくのか伺います。
- ・新たな体制となることによる変更点、メリットについて伺います。

◎ 答弁

はじめに、交流及び共同学習についてでございますが、これまで重複障害特別支援学級では、障害の重い児童と障害のない児童が同じ学校で共に学ぶことを通じて、お互いの個性や違いを認め合い、思いやりの心を育む等の成果を上げてきたところでございます。小学部分教室に再編されましても、これまで培ってきた実践の成果を生かし、交流及び共同学習の良さを継承した教育活動を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新たな体制になることによる変更点、メリットについてでございますが、教員数が定数法における特別支援学校の配置基準となること、また、本校にはない肢体不自由教育部門を新設することによって重複障害の児童の障害特性に応じた専門的な教育を安定的に継続して行うことが可能となったところでございます。さらに、それぞれの小学校に特別支援学級を設置し、学区にお住いの比較的軽度の障害のある児童の受け入れも可能となったことなどがあげられるところでございます。

◎ 質問 ②

- ・大戸分教室と稲田分教室の学級数、児童数、対応する教員配置について伺います。
- ・同地にある親学校とも言うべき、大戸小学校、稲田小学校との関係や連携のあり方について伺います。

◎ 答 弁

はじめに、大戸分教室と稲田分教室の学級数、児童数、対応する教員の配置についてでございますが、現時点では、まだ、確定はしておりませんが、児童数は、大戸分教室31名、稲田分教室25名の予定でございます。学級数は、両分教室を合わせたの計算となり、定数法における特別支援学校の配置基準に基づき、単一障害の児童は6名まで1学級、重複障害の児童は3名まで1学級となるため、合わせて19学級の予定でございます。教員数につきましては、学級に応じて配置するとともに、自立活動担当教員も配置する予定でございます。

次に、小学校との連携の在り方についてでございますが、重複障害特別支援学級で培ってきた日常的な交流及び共同学習の良さを継続するためには、教職員間の情報共有を図ることが重要でございますので、分教室の教員も小学校の諸会議等に参加するなど、綿密な連携を図ることが大切であると考えております。

◆ 定時制昼間部について

◎ 質問 ①

- ・定時制昼間部は午後2時30分から始業するとのことですが、定時制昼間部を設置した意義や役割について伺います。

◎ 答 弁

社会の変化に伴い、生徒を取り巻く環境も大きく変化しておりますので、様々な生徒の実態やニーズに応じた進路選択の幅の拡大が必要であると考えております。定時制昼間部の設置は、これまでの勤労青少年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な生徒の学習ニーズに柔軟に対応できるものと考えているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・きめの細かい指導を行うなど、豊かな学習環境を整えていくことが必要と考えますが、そのための考え方や手立てについて伺います。
- ・教職員の果たす役割について伺います。

◎ 答 弁

定時制課程においては、多様な就学条件や学習歴をもつ生徒も学ぶ場であることから、より個々の生徒の状況をとらえた教育活動が展開できるよう努めてまいります。

そのための手だてとして、2クラス募集で入学する生徒をきめ細かな指導ができるよう3クラス編制にすることを考えております。また、単位制ではなく学年制を敷くことで、クラスや学年の仲間とのかかわりを深めるとともに、担任や学年職員との関係づくりができるよう環境を整えてまいります。

教職員は、そのような環境を活かして、生徒一人ひとりとしっかりとコミュニケーションをとることで、個々の生徒に寄り添った、きめ細かな指導が行えると捉えております。

■ 予算審査特別委員会 共産党 勝又委員（3月11日） ■

◆ 通学路の安全対策について

◎ 質問

- ・平成25年全国の公立小学校などが行った通学路の安全点検の結果、対策が必要とされたものの未実施となった194ヶ所のうち118ヶ所については、関係局、関係機関との調整により、順次対応していくとのことでしたが、進捗状況について伺います。

◎ 答弁

平成24年度末の段階で、順次対応するとしておりました118箇所についての進捗状況でございますが、本年度に改善された箇所が92箇所となっており、残りの26箇所につきましては、今後対策を図っていく予定となっております。

◎ 質問 ②

- ・昨年5月の点検以降、町内会から出されてきた、カラー舗装化等の要望については、現地調査を行い、対策について協議するとのことでしたが、対応について伺います。

◎ 答弁

岡上小学校から提出されております通学路の改善要望につきましては、教育委員会をはじめ、関係局、関係機関等で構成されております通学路安全対策会議麻生区部会におきまして現地を確認し、検討が行われました。

その結果、岡上の鶴川第3踏切から和光大学バス折返所に至る区間のカラー舗装化の要望につきましては、平成26年度にその区間の路面補修が予定されておりますので、工事完了後、平成27年度以降に実施する予定となっております。

次に、岡上駐在所前の交差点から三輪方面に向かう道路のカラー舗装化の要望につきましては、平成26年度に実施する予定となっております。

なお、岡上駐在所前の交差点における歩行者用信号機の設置の要望につきましては、現在、設置の方向で手続きを行っているところでございます。

■ 予算審査特別委員会 自民党 松原委員（3月12日） ■

◆ 教科書採択について

◎ 質問 ①

- ・20政令市のち本市を除く19市は1採択地区となっております。現在本市は第1～第4採択地区にわけられていますが、この採択地区を変更する予定はあるのか伺います。

◎ 答弁

教科書の採択地区は、都道府県の教育委員会が、「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」に基づき、指定都市の区の区域、又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならないと定められており、採択地区を設定し、又は変更しようとする時は、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならないとも規定されております。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教科書その他の教材の取扱いに関することは教育委員会の権限と定められておりますので、採択地区の適正規模化を含む教科書の採択について、今後、教育委員会で協議してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ②

- ・平成14年の教科書採択から小中学校ともにそれまでの3採択区から4採択区となりましたが、分割した理由について伺います。

◎ 答 弁

昭和47年の政令指定都市移行の際には、市内各地域の地理的、文化的諸条件を考慮しつつ総合的に判断して、それまでの全市1地区から、川崎区を第1地区、幸区、中原区を第2地区、当時の高津区、多摩区を第3地区とし、3採択地区と定めておりました。その後、都市化の進展による人口の増減や産業構造の変化等により、各採択地区における人口、学校数の不均衡が生じ、昭和57年の高津区と多摩区の分区から、各採択地区の不均衡が拡大し続けたことを踏まえ、平成13年に今までの第3地区を分割し、高津区、宮前区を新たな第3地区、多摩区、麻生区を第4地区として、現在の4採択地区と定めた経緯がございます。

◎ 質問 ③

- ・本市の教科書採択地区は4ブロックに分けられているものの小学校では図工、中学校では保健体育のそれぞれ1種目だけが第3採択地区のみ他の地区とは違う発行者の教科書を採択しており、その他の科目は4採択地区で同一発行者の教科書を採択しています。例えば小学校では国語社会算数理科書写地図音楽家庭は、約30年間同一の発行者の教科書が採択されていますが、市長及び教育長の見解を伺います。

◎ 答 弁 (市長)

教科書の採択については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の権限でございますが、教育委員会が児童生徒に最も適した教科書を採択しているものと考えており、結果的に同一の教科書が採択されているものと捉えております。

◎ 答 弁

本市におきましては、採択にあたり、平成22年度までは神奈川県採択方針を準用してまいりましたが、平成23年度からはより一層の手続きの公正かつ適正を期すため本市独自の採択方針を定め、児童生徒に最も適した教科書を採択してまいりました。

採択方針では、教育基本法や学校教育法の理念の実現に向け、学習指導要領との関連、内容等の観点を設け、最も適切な教科書を採択すると規定しているところでございます。

今後も、調査研究会や教科用図書選定審議会等で調査研究、審議を行い、教育委員会がその権限と責任のもと、児童生徒にとって最も適した教科書を採択してまいりたいと考えております。

◎ 質問 ④

- ・各採択地区の特性にあったものが選ばれているのか、つまり「地理的、文化的諸条件を考慮し「採択地区ごとに適切な教科書を採択」しているのか」という点からすれば疑問が残ると言わざるを得ない。選定の際、採択地区の特性にあっているのかを勘案されたのか伺います。

- ・本当に「地理的、文化的諸条件を考慮」し「採択地区ごとに適切な教科書を選択」したと言えるのか伺います。

◎ 答 弁

本市における教科書採択の手順といたしましては、学校ごとに教科書の調査を行うとともに、調査研究会及び教科用図書選定審議会において、全種目の教科書について調査研究を行い、その結果を教育委員会に答申しております。教育委員会では、この答申や独自の調査研究等をもとに審議を行っているところでございます。

審議に際しましては、各採択地区で行われている調査研究会の中で、地区ごとの児童生徒の実態や地域の特色等も加味しながら、総合的に勘案したうえで採択地区ごとに教科書を採択しているところでございます。

◎ 質 問 ⑤

- ・採択地区の特性あるいは「文化的諸条件」を考える上でひとつの重要な材料として「平成25年度全国学力・学習状況調査」の結果を取上げたいと思います。4採択地区ごと及び各区ごとの平均正答率について伺います。
- ・全国、本市の学習状況調査結果についても4採択地区、各区ごとの特性についての分析は行われたのか伺う。

◎ 答 弁

全国学力・学習状況調査の調査結果の公表につきましては、国全体の状況や国公立、私立学校別の状況、都道府県や地域の規模等に応じたまとまりの状況は、公表されておりますが、4採択地区ごとや各区ごとの調査結果につきましては、公表されていないところでございます。

本市の学習状況調査につきましては、全市的な規模で児童の学習状況を調査することにより、学習指導上の問題点及び改善点を明らかにすることを調査目的としておりますので、全市における各問の正答率や意識調査の回答状況等を公表しているところでございます。

◎ 質 問 ⑥

- ・公表されていないということだが、7つの区や4採択地区ごとの結果は公表されていないが、あるということで理解してよいか

◎ 答 弁

文部科学省からの調査結果は公表されていないということでございます。

◆ 人権教育について

◎ 質 問 ①

- ・教科書の選定においては、人権教育的な観点も重要な要素の一つにすべきと考えますが、見解を伺います。

◎ 答 弁

教科書は、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科書から、採択することが原則となっております。

本市の採択におきましては、「教科書そのものを教えるのではなく、教科書を使って授業をする。」という考え方のもとに、教科書に書かれている内容はもとより、「本市の子どもたちにとって、いかにわかりやすい授業をつくることができるか」という点も重視して、それぞれの採択地区の児童生徒の状況や地域の特色に即した教科書の採択をめざしております。

そのような、一人ひとりを大切にしたい授業づくりが、人権を大切にしたい学びの場となり、本市の子どもたちにとって、最も適した教科書を選定することに繋がっていくものと考えております。

これらを踏まえながら、総合的に判断して教科書が採択されているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・現在本市の小・中学校で使用されている教科書を採択する際にも、この観点は重視されたのか伺います。

◎ 答 弁

現在の小中学校で使用している教科書につきましては、子どもたち一人ひとりを大切にするという点に配慮し、本市の子どもたちにとって最も適した内容であるか検討して採択されたものでございます。

◎ 質問 ③

- ・小学校国語の4年生下巻に収録されている「初雪のふる日」という文学作品について教育委員会はどのように評価されているのか伺います。

◎ 答 弁

教育委員会では、教科書の中の文学作品は言語能力を育むための教材としての観点で評価しているところでございます。現在、使用している教科書は、「小学校学習指導要領国語」に基づいた観点に沿って、小学校4年生としての言語能力の育成が図られる教材であると考えております。

◎ 質問 ④

- ・「初雪のふる日」の記述の一部に人権教育的な観点から問題となりかねない記述があるかと考えるが伺います。

◎ 答 弁

「小学校学習指導要領国語」の観点といたしましては、「文章を読んで考えたことを発表し合い、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと。」と示されているところでございます。

文学作品を読んだ子どもは、人それぞれ様々な感じ方をするものでございますが、「初雪のふる日」は、物語を読み終えたとき心に残る感じはどこから来るのか、それぞれの感じ方の違いを大切に、お互いに話し合いを通して学びを深めていくという、国語科のねらいに沿った教材であると考えているところでございます。

◎ 質問 ⑤

- ・作品の中で「かた足、かた足」を繰り返し、読んだ上で、読んだ内容を深めたり振り返ったりする「学習の手引き」でさらに追い討ちをかける扱いになっています。特に下肢に何らかの不自由あるいは障害のある児童がどのように感じるのか気になってなりません。採択手続きの過

程でこのような懸念は出されなかったのか伺います。

◎ 答 弁

文言につきましては、言葉のひびき方やイメージにより、子どもによって多様な感じ方がありますので、学習指導する上で場面の様子を表す言葉や表現に着目したり、配慮したりすることは必要であると考えております。

御指摘の箇所は昔あそびの「石けり」をしている場面ございまして、飛び跳ねている様子を表現しているものでございまして、採択の手続きの過程において特段の懸念は示されなかったところでございます。

◎ 質 問 ⑥

- ・人権教育の推進都市を標榜してきた本市の教科書採択では、この人権教育的な観点は最も大切にすべき観点の一つとすべきで教科書、特に義務教育の教科書は多様な児童、生徒が集う学校で使われる最も大切で中心におかれる教育ツールであると考えますが伺います。
- ・多様な児童、生徒すべての子どもにとって特に社会的弱者となってしまうがちな児童・生徒には特に配慮がされるべきと考えますが伺います。

◎ 答 弁

子どもたち一人ひとりの人権を大切にしたい学びの場をつくるためには、子どもたちの多様な感性を広げ、一人ひとりの学習への意欲や理解の伸長と能力の向上を図る授業を構築することが重要であると考えております。

そのような意味で、教科書は子どもたちの学びの場をつくる大切な学習ツールとして捉えているところでございます。

また、学校では、様々な子どもたちが学んでおりますので、一人ひとりの子どもたちが抱える状況や生活背景などに常に気を配り、子どもたちが安心して学校生活を送るように配慮することは、教師にとって大切な務めであると認識しております。特に、授業におきましては、特定の児童生徒の気持ちに負担をかけることのないよう、指導内容や指導方法には十分に配慮して、ていねいに学習が進められるよう努めることが大切であると考えているところでございます。

■ 予算審査特別委員会 公明党 吉岡委員（3月12日） ■

◆ 学校施設のICT化について

◎ 質 問 ①

- ・本市の各種学校におけるPC1台当たりの生徒数を伺います。
- ・利用環境の整備状況も伺います。

◎ 答 弁

市立学校における教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数は7.3人となっております。

利用環境といたしましては、コンピュータ教室・図書室・普通教室が、校内有線LANによって結ばれ、それぞれの場所よりインターネット接続が可能となっております。

◎ 質問 ②

- ・自治体によっては様々な情報機器を児童生徒一人ひとりに配備する事例もあります。教育現場から見た、本市の情報端末の適正配備をどのように考えているのか伺います。

◎ 答 弁

児童生徒1人1台の機器整備を実現することが望ましいと考えておりますが、機器購入の予算措置や、校内無線LAN環境の整備、通信回線の増強等、総合的な教育環境の整備が必要となりますので、十分な検討を行い計画的に進めていく必要があると考えております。

本市におきましては、コンピュータ等の端末の整備に加えて、授業において整備された機器を効果的に利活用することが重要であるととらえ、ICTを活用した教員の授業力向上に向けた研修の充実を図っております。内容といたしましては、具体的な指導場面を想定したICT機器の活用研修や、実際に教材を作成しながらソフトウェアの操作スキルを向上させる研修を実施しております。

今後、パイロット校による検証や情報収集を行い、その検証結果を今後の整備に反映させてまいりたいと存じます。

◎ 質問 ③

- ・基礎教育に道徳教育と情報教育を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力と同時に、情報機器を使って論理的に考える能力を養う情報リテラシー教育の充実が求められますが取組を伺います。
- ・同様の内容は保護者のみならず地域との連携も必要ですが対応を伺います。

◎ 答 弁

現在の情報教育の取組につきましては、学習指導要領では、児童生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報機器ネットワークなどの情報手段を適切、かつ積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するよう示されております。

本市におきましては、各学校に情報教育担当者を置き、情報教育の充実を図っているところでございます。内容といたしましては、年3回、各学校の情報教育担当者に対して、児童生徒の情報活用能力の育成、及び情報モラルを指導する上で必要な知識や技能についての研修を行っております。

SNS上の反社会的な書き込み等の問題の対策といたしましては、情報モラル教育の指導を充実することが重要であると考えておりますので、本市におきましては、児童生徒へのスマートフォンの普及により発生している様々な問題とその対処方法についての教員研修を実施しております。また、研修資料を校務用ネットワーク「サイنز」よりダウンロードして校内研修で活用できるようにしております。さらに指導者用資料として毎年、総合教育センターが「5分でわかる情報モラル教育Q&A」を作成し、情報モラル教育に関する具体的な指導事案を示しているところでございます。

次に、保護者・地域との連携につきましては、PTA等が主催する会合に指導主事が参加してSNSに関わる諸問題などの説明を行ったり、指導主事が講師となり、保護者や地域の方々と一緒に情報交換し、課題を共有しながら学習するといった研修を行っているところでございます。

◎ 質問 ④

- ・学校業務の効率化と個人情報保護の観点から、教員用PCと業務システム導入を進めてきましたが、現状を伺います。
- ・用務員、事務職員、栄養士など多様な方々への配備について伺います。

◎ 答 弁

校務用コンピュータにつきましては、各市立学校に教員数プラス1台の整備を行っております。

校務支援システムの運用につきましては、平成25年11月からシステムの仮稼働を実施しております。仮稼働の開始にあわせ、操作方法の問い合わせ窓口として平日8時30分から20時まで対応できるコールセンターを設置しております。また、仮稼働期間中に教務主任・情報教育担当者を対象とした研修や、システム運用支援員を全市立学校に派遣しての校内研修を実施することにより、校務システムの円滑な運用を図ってまいりました。平成26年4月からのシステム本稼働後も、3名の本市専従のシステム運用支援員を配置し、各学校へのサポートを続けてまいります。

校務支援システムの利用につきましては、市立学校に勤務するすべての教職員が、校務支援システムの「グループウェア機能」を利用できる環境を整備いたしました。グループウェア機能には、「メール」、「掲示板」等の機能がございまして、これらの機能を効果的に活用することにより、学校内の伝達事項を効率よく一斉に伝えることができ、教職員間の情報共有がすすみ、業務の効率化に寄与できると期待しているところでございます。

◎ 質問 ⑤

- ・学校図書室のICT化の現状と取組を伺います。

◎ 答 弁

現在、市立小学校、中学校、特別支援学校におきましては、市立図書館と連携して図書館総合システムを整備しております。このシステムにより、各学校の蔵書管理が効率的に行えるようになりました。バーコードリーダーを利用した図書の貸出・返却作業が可能となり、カードへの記入の手間を省くことができっております。また、他校や市立図書館の蔵書情報を、システムから確認することができ、自校の図書整備などにも活用することが可能となっております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 廣田委員（3月12日） ■

◆ 武道場の整備について

◎ 質問

- ・武道場がある学校では武道場を活用して授業及び部活動を通して目的達成に向け成果を挙げております。そこで、未設置校についての将来計画について伺います。

◎ 答 弁

中学校51校のうち38校に整備しておりまして、未設置の学校は13校となっております。

現在のところ、敷地形状や運動場の確保などの理由から、当分の間、新たな整備は難しいと考えておりますので、具体的な整備計画はございませんが、武道場が設置されていない学校におきましては、体育館を利用して運用の工夫をしながら武道を行っているところでございます。

また、中学校における武道の円滑な実施にあたりましては、指導方法の研修会の開催や指導補助者の派遣などを行っているところでございますが、引き続き、指導力の向上や指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

◆ 民俗芸能の後継者育成について

◎ 質 問

- ・ 民族芸能は地域の大切な宝であり、次世代に受け継がなければならないものです。各団体でも育成のための方策をいろいろ考えていますが、本市では後継者問題についてどのような方策を考えているのか伺います。

◎ 答 弁

本市では、平成26年度予算案といたしまして、県及び市の文化財に指定されている6団体及び、各保存団体の支援に取り組まれている川崎市民俗芸能保存協会の活動に対する補助金といたしまして総額162万4,000円を計上し、引き続き活動支援を行ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、地域に伝承された民俗芸能は、地域の歴史や文化に関する理解を深める上で大変重要であり、保存団体の後継者問題は大きな課題と考えておりますので、今後も、民俗芸能発表会の開催及び各団体の指導者を対象とした研修会等の活動や、学校における伝統や文化にかかる体験学習など、後継者育成に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 矢澤委員（3月12日） ■

◆ 文化財保護について

◎ 質 問①

- ・ 川崎市指定文化財管理奨励金交付要綱に基づき文化財所有者に奨励金を交付している事業がありますが、平成26年度から所有者に交付される金額が減額されると聞いております。なぜ減額されるのか、見直しを行った背景について伺います。

◎ 答 弁

文化財の指定制度は、文化財の現状変更や所在変更等を厳しく制限することにより、貴重な文化財を保護し、良好な状態で後世に伝えていくものでございます。

この指定制度の趣旨を踏まえまして、教育委員会では川崎市指定文化財の所有者の文化財の日常的な維持管理に対する支援策として、平成2年度から本事業を実施しているものでございます。

事業の見直しにつきましては、事業の必要性に鑑み、事業の継続性を確保するため、他都市の状況を調査研究し、実態を踏まえながら交付金額の基準の見直しを行い、所有者の皆様にも説明し、ご理解をお願いしているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在、「川崎市文化財保護活用計画」の策定に取り組んでいるところでございますが、今後も文化財を良好な状態で保存していただくよう、所有者のご意見も踏まえながら所有者への支援策としての本事業を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

◎ 質問②

- ・川崎市の文化財保護に関する市長の見解を改めて伺います。

◎ 答 弁（市長）

市内には、歴史や文化を知る上で、また市民の皆様に地域への愛着を深めていただける貴重な文化財が多数ありますが、文化財を良好に保存するために、日ごろから、文化財の維持管理や市民への公開事業への協力等に御尽力いただいている所有者の皆様に、心から感謝申し上げます。

私は先日、影向寺の指定文化財や橘樹郡衙跡、蟹ヶ谷にある前方後円墳などを視察し、市内にある貴重な文化財を守り、後世に伝えていくことは現代の私達の大切な役割であると、あらためて感じたところでございます。

しかしながら、市民の多様なニーズに対応するためには、中長期的な行財政運営を行うことが大変重要であると考えており、全体的な事務事業の見直しを行う中で、所有者への支援策も一部見直しを行ったところでございます。

今後も、所有者の皆様をしっかりとお聞きしながら地域の皆様とともに文化財を守り、魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 無所属 為谷委員（3月12日） ■

◆ 日本民家園について

◎ 質問①

- ・文化財の保護活用の推進として、3億5千万円余の予算が計上されております。主として日本民家園の維持管理、防災整備に3億4千万円、また今年度は4億円余と大きな額が投じられておりますが、本市として、文化財を保護する意義を市長に伺います。

◎ 答 弁（市長）

日本民家園は、高度経済成長期に急速に姿を消しつつあった古民家を後世に残し、また、市民共通のふるさとを作ることを目的として、昭和42年に開園したもので、本市をはじめ日本各地の古民家や生活文化を知る上で、大変重要な歴史的資産が多数ございます。

このような文化財は、私たちの祖先の歴史・文化を記憶する重要な資産であり、市民が地域に誇りや愛着を感じるとともに、地域社会の文化向上や活性化につながるものと考えております。

日本を代表する野外博物館としての日本民家園におきましても、施設整備を進めながら古民家を良好な状態で保存するとともに、本市の魅力ある観光資源として、広く情報を発信していきたいと考えております。

◎ 質問②

- ・日本民家園は指定文化財である以上、横浜の赤レンガ倉庫のような商業的側面のある施設へのリノベーションは不可能です。そうした難しい状況の中で、入場者の増加という事を目指さなければならぬわけですが、現在の活用の取組を伺います。
- ・現在、川崎市と三浦市が連携して修学旅行の誘致を行っているとのこと。こうした取組と連携する事で民家園への来園者誘致につながる事業の実施等、民家園の更なる活性化について

伺います。

◎ 答 弁

はじめに、現在の活用の取組についてでございますが、来園者の皆様に古民家を取り巻く生活文化についてご理解いただくために、企画展示や民俗芸能公演、わら細工などの体験講座、民家解説等さまざまな事業を実施しているところでございます。

また、9ヶ国語の外国人向けリーフレットの作成、生田緑地内3博物館の共通利用割引、藤子・F・不二雄ミュージアム来館者の入園割引等を実施しております。さらに平成25年度から生田緑地に横断的に導入された指定管理者制度の民間活力を活かし、古民家を活用したカフェの開催や、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを使用した生田緑地全体広報の強化など、来園者の増加に向けた取組を進めているところでございます。

次に、民家園のさらなる活性化についてでございますが、平成29年に開園50周年の節目を迎えますので、日本を代表する古民家の野外博物館という施設の特色を十分活かしながら、市民協働による記念事業の開催、外国人向けサービスの拡充等、来園者誘致につながる取組について関係局区や川崎市観光協会などと連携してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 無所属 月本委員（3月12日） ■

◆ ICT環境の整備について

◎ 質 問 ①

- ・南百合丘小学校で実施されていた実証研究は平成25年度で終わりますが、今年度までの3ヶ年で見えてきている成果・課題を伺います。
- ・平成26年度以降の対応について伺います。

◎ 答 弁

3年間の実証研究の成果につきましては、児童や教員へのアンケートから、一人一台のタブレット端末の活用により、個に応じた支援が容易になり、児童が理解を深め、できる楽しさ・わかる楽しさを実感し、学習意欲が向上する傾向がみられました。また、個に応じた支援だけでなく、ペアやグループによる協働学習の場面で、タブレット端末を活用することにより、異なる意見や考えの共有や比較、議論が容易になったことなどがあげられます。

さらに、携帯性に優れていることから、校外学習等、場所を限定されずに情報収集ができるようになり、学校からは、授業での活用の幅が広がってきているとの声もあがっております。

主な課題といたしましては、タブレット端末の管理や操作スキルのサポートが必要となること、アプリケーションの充実の必要性などがあげられております。

実証研究は今年度で終了となりますが、学校からの強い要望もございましたので、整備された環境を活用しながら、引き続き学校と総合教育センターが連携して、研究・検証を進めてまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ②

- ・平成24年3月に示された、川崎市教育の情報化推進計画策定時の調査によると、子どもたち1

人1台に対してiPadのような新しい情報端末を整備する事に対し、あまりそう思わない、もしくは、ぜんぜんそう思わないと答えた教員の割合が64.4%にのぼりました。この平成23年度調査の結果から、タブレット端末等のICT環境整備に方針を進めた経緯を伺います。

◎ 答 弁

ご指摘いただきました調査の実施時期といたしましては、平成22年度に行ったものでございます。その後、文部科学省から「教育の情報化ビジョン」が公表され、21世紀を生きる子どもたちに求められる力をはぐくむために必要な教育の情報化に向けて、タブレット端末等を活用した個別学習や協働学習の環境を整えることが打ち出されております。それを受けまして、本市におきましても、国の方針をふまえ、タブレット端末等の整備の検討を進めたところでございます。

また、調査当時に比べ、児童生徒が活用しやすいタブレット端末が普及し始めたことも、整備推進の要因となっております。

今後も、他の自治体からの情報収集や南百合丘小学校での検証結果をもとに、次世代型ICT環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

◎ 質 問 ③

- ・ハード整備に伴い、ソフトウェアの活用、人材育成、研修やサポート体制の充実など対応をどのように進めていくのか、見解を伺います。

◎ 答 弁

はじめに、学習用ソフトウェアにつきましては、授業に有効活用できるソフトウェアの情報収集を図りながら選定し、コンピュータの導入に合わせて整備しております。

次に、教員の研修につきましては、夏季休業中に総合教育センターにおいて、文部科学省の「教員のICT活用指導力の基準」に基づく研修を実施しております。具体的な内容といたしましては、教材作成等で活用するソフトウェアや機器の操作研修、具体的な情報場面を想定したICT活用研修を実施しております。また、初任者研修等の必修研修におきましても、活用の効果や授業での活用事例を紹介し、授業力向上に向けた活用を促しているところでございます。

教員へのサポートといたしましては、各校の担当者向けに、年3回の学校担当者会を開催し、教育の情報化についての情報提供や、ICTの活用事例の紹介などを行っております。さらに、担当者が校内での研修を行いやすくなるよう、研修のための資料をホームページに掲載し、いつでも活用できるよう支援しております。

また、新しい機器の導入時には、担当者向けの研修会の開催や学校への訪問研修を実施し、機器に対するスキルの向上をめざしているところでございます。

校内における教育の情報化の推進のために、より充実したタブレット端末の整備を行う際には、新たなサポートの体制を検討する必要があると考えておりますので、今後、他の自治体の動向等をふまえ、支援の内容について検討を進めてまいりたいと存じます。

◆ 小学校の安全対策について

◎ 質問①

- ・学校における安全対策は教育環境を保持するための最低限の基本と言えます。現状の対策とスクールガード・リーダーの1校あたりの実績、実質対応時間についてもお答えください。

◎ 答弁

教育委員会では、現在、子ども達の登下校時の安全確保を図るため、警察官OBのスクールガード・リーダーや地域交通安全員による見守り活動を実施しております。学校におきましては、PTAをはじめ、地域の方々にボランティアとしてご協力いただいているところもございます。

スクールガード・リーダーは、登下校時だけでなく、学校教育活動時におきましても、学校の内外を巡回し、専門的な視野から、危機管理について学校へ指導助言をしております。さらに、学校からの要望に応じて、子ども向けの安全講習会や教職員・保護者を対象とした不審者侵入対策等、安全確保に関する講習会を実施しているところでございます。

現在、スクールガード・リーダーは18名おり、一人あたり5校から8校を巡回しており、実質対応時間につきましては、午前7時から午後4時半の間で、それぞれが巡回校と調整し、決定しているところでございます。

◎ 質問②

- ・麻生区内の小学校には保護者の協議のもと警備員の配備を導入している学校が2校あります。経費の上で現行体制の維持が厳しくなっており、これまでの実績を踏まえ、存続について協力を頂きたいとの要望が寄せられています。安全対策についての総合的なサポート体制を講ずるべきと考えますがお答えください。

◎ 答弁

現在、各小学校では、スクールガード・リーダーによる巡回指導のほか、電磁石錠等の施錠とモニターによる来校者の確認を徹底することにより、不審者侵入の対策を行っております。

また、PTAや地域の方々のご協力をいただき、多くの目で子どもたちを見守る体制を整えております。

平成26年度につきましては、スクールガード・リーダーを2名増員して20名体制とし、各学校の巡回回数を増やすとともに、きめ細かく見守りをしながら、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

このような取組につきまして、西生田小学校をはじめ、各学校にお伝えし、子どもたちが安全に安心して学校生活を過ごせるよう、各学校のサポート体制のさらなる構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◎ 質問③

- ・寺子屋事業の際にはどのような安全対策を講じるのか伺います。

◎ 答 弁

事業実施時における安全対策は、たいへん重要であると考えております。

特に、土曜日や長期休業中に実施する体験活動等につきましては、学校に入る際の参加者の確認体制や、緊急時の連絡体制の構築などに留意する必要があるがございますので、各寺子屋の運営を受託する実施団体と十分に協議してまいりたいと存じます。

また、各寺子屋の実施団体には、プログラム実施時の安全確保に関する研修を実施し、学校やスクールガード・リーダー、わくわくプラザ等、関係機関との連携を十分に行うなど、安全な事業の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 山田委員（3月13日） ■

◆ 児童生徒用備蓄水について

◎ 質 問

- ・生田の天然水恵水の活用について、防災教育として、災害時の対応や備蓄の考え方について、非常用とするのではなく、ローリングストックの考え方などの教材に適していること、他の備蓄水よりも、おいしさを追及した水であり、小学4年生の学習では、浄水場見学を通じ、水の出来る仕組みを学ぶ教材ともなっており、市内で出来る水として地産地消にもつながることから、学校教育の中で積極的に活用すべきと考えます。見解と対応を伺います、

◎ 答 弁

教育委員会では、現在、整備した備蓄物資につきまして、各学校において消費期限前までに、避難所体験や避難訓練等で有効的に活用し、消費した備蓄物資につきましては、各学校で補充するよう指導しているところでございます。

御指摘の点をふまえ、各学校には、天然水「恵水」を紹介し、補充する際の、選定する物資の一つとして検討することも考えられると存じます。

さらに、4年生の社会科における浄水施設の見学に伴い、各家庭にも恵水をPRするとともに、地域と連携した防災訓練やPTA主催の行事等での活用等も考えられますので、校長会等を通じて紹介してまいりたいと考えているところでございます。